

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和元年第4回下川町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 小原仁興 議員及び1番 斉藤好信 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月23日の7日間にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月23日までの7日間に決定いたしました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項はお手元に配布しておりますので、朗読を省略し報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告を行う前に、今定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本年も早いもので、新たな元号として5月に令和を迎えてから7か月を経てこの師走となり、本年も残すところ2週間程となってまいりました。

このような折、議員各位には、令和元年第4回議会定例会を案内させていただきまして、大変御多用の中、御出席を賜り、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会に提案させていただく議案は、条例案件9件、単行案件12件、予算案件7件の計28件であり、そのほか1件の行政報告をさせていただくところでございます。

議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは行政報告を申し上げます。

一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の平成31年4月から令和元年9月までの上半期営業成績と中間決算について、御報告を申し上げます。

はじめに、五味温泉の運営状況について、御報告申し上げます。

利用客の入館状況についてであります。宿泊、日帰りを合わせた利用者数は46,418人で、前年と比較し2,177人、約5%増加しているところであります。

宿泊客は3,262人で、1日の宿泊許可人数に対する稼働率は39.4%、前年と比較し3.6%の減少となっております。

日帰り客につきましては43,156人で、1日平均245人のお客様に御利用をいただいております。前年同期に比べ5%の増加となっております。

次に、五味温泉事業の収支状況等についてであります。本年4月から9月までの営業日数は176日で、収入は前年と比較し0.5%減の6,301万円となっております。

また、事業費といたしましては、前年比3.5%増の6,454万円となっており、上半期事業収支差額は153万円のマイナスとなっております。

今後の経営見通しであります。さきの理事会での中間決算状況では、今期の当初予算のとおり、収入1億3,065万円、支出で1億3,027万円を見込み、経営努力の継続により、当期収支差額38万円の黒字決算を見込んでいるところであります。

次に、クラスター推進事業の概要であります。クラスター推進部は産業振興に資する調査研究や産業クラスター推進による企業・団体等の支援、新産業の創造を目指し、事業化に向けた支援を行っているところであります。

町の運営費助成金を基本として、地域振興に関する調査研究のほか、地域製品の販売促進を継続して行っております。

次に、結いの森事業の概要であります。宿泊客は2,185人、収入は1,427万円、支出1,447万円、事業収支差額は20万円のマイナスとなっております。季節変動宿泊価格の導入やツアー合同参画など、経営努力に努めていただいております。

以上が本年度の中間決算における状況であります。引き続き経営努力に努めていただくところであります。議員各位、町民の皆様への御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第5 一般質問を行います。

お手元に配布いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、7番 小原仁興 議員。

○7番（小原仁興君） 本日は町民への情報の取り扱いについて理解を深めてまいりたいと考えておまして、4点の質問を通告しております。

はじめに、町民との合意の定義について質問します。

町と企業、若しくは団体等、連携協定をした相手側から「町民の合意を得ること」との申し入れがあった場合、何をもち町民の合意とするのか、町長の見解を伺います。

次に、情報頒布の方法について質問します。

「広報しもかわ」「回覧板」「I P 電話」、広報をする術はいくつかあるかと思いますが、情報を頒布する上で、行政として情報を取り扱う上での使用基準、使用範囲、階層的な取り決めはあるのかどうか伺います。

次に、行政と町民の相互情報のあり方について質問します。

説明会をしてもなかなか人が集まらないことや町民を対象とした企画・運営など、主催する関係機関は大変御苦労されているものとお察しいたします。しかしながら、要所要所で予想を上回る多くの方が参加してくれた説明会もありました。そのような方々は、地域柄も含め集まってきた理由や動機はあったのだと私は思います。しかし、町民からの意見や質問を投げかけられることは少数にとどまることも多く、つかえが残ったまま散会となる現場を何度か見るにつけ、町民が満足して帰っているようには私は思えません。このような現象を町長はどのように受け止めておられるのか伺います。

最後に、下川町自治基本条例について質問します。

下川町自治基本条例は行政と町民との約束の背骨です。どのような位置づけをされているのか町長の見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 小原議員の「町民への情報の取り扱いについて」の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の「町と企業、若しくは団体等、連携協定をした相手側から、町民の合意を得ることとの申し入れがあった場合、何をもって町民の合意とするのか。」についてお答えいたします。

本質問につきましては、菓子製造事業の実施に関連したものと捉えておりました、本事業の実施に向けては、本年2月開催の第2回臨時会において施設整備に関連する予算を、また、7月開催の第5回臨時会では施設整備後の施設の貸付けに係る「財産の減額貸付けについて」としてそれぞれ原案どおり可決されたところでございます。

この様な状況の中、本年3月に、連携2者から「大幅な計画の遅れと意思決定の決着が見えないこと等により事業の推進が困難になった。」との理由から、事業を実施するためには町民等の全ての関係者との合意形成が必要との諸条件の申し入れがあり、その後、回答期限の7月31日までに文書等による回答を行ってきたところでございます。

その後、それら回答に対する懸念点が8月に示され、10月に東京の連携企業に赴き、示された懸念点に対する回答を行ってきたところでありますが、結果として地域での合意形成などの懸念点が解消されず、連携2者から協定破棄の申し入れにより本事業の中止に至ったものであります。

連携企業から申し入れのあった「町民の合意を得ること」につきましては、これまで町の考え方として、「町民の代表者である議会議員による議会の合意」としたところでありますが、懸念点について連携2者からの理解が得られなかったことなどから、これらの結果を踏まえ、今後は企業等と連携した主要な事業の推進に関し、より一層町民に対する丁寧な説明を行い、理解が得られるようその機会の創出を図るとともに、町民との

合意形成のあり方について、再度検証してまいりたいと思います。

2点目の「広報しもかわ等の情報を頒布する上での使用基準等の取り決め」についてですが、町民への情報提供につきましては、町民の生活や地域・経済活動に影響を与えるもの、新たな制度や改正等様々なものがあり、その内容や情報提供の対象者、情報提供の内容、時期等によって、情報提供の方法を使い分けているところでもあります。

情報提供の主なものとしたしましては、「広報しもかわ」や「お知らせ等」の配布物のほか、「町のホームページ」「行政告知端末」があります。中でも各公区にお願いし配付しております「広報しもかわ」や「お知らせ」につきましては、広報への記事掲載やお知らせ配布の必要性が低いと思われるものが散見されている状況で、現状として広報やお知らせ等配布物のあり方が不透明であることから、公区長や職員の負担が大きいのが実情であります。

情報告知端末につきましては、下川町行政告知放送設備運用要綱に基づき、運用している状況にあります。

これらのことを踏まえ、現在、役場内で、広報やお知らせなどの配布物に関するルールや、町のホームページ・情報告知端末等による情報提供のあり方や、どのようなものを使って情報提供を進めていくかの更なるルールづくり等の検討を進めているところでありますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

3点目の「町が行う説明会等についての考え方について」であります。町民に対する情報提供の一つの手法として説明会や報告会があります。

その内容につきましては、町民生活や地域に大きく影響を与えるようなプロジェクトの実施や成果に関する説明会、報告会がありますが、直近では、菓子製造事業に関する説明会、報告会、町の財政等の状況や主要な事業に関して説明等を行う町民懇談会が開催されたところであります。

小原議員の御指摘のとおり、参加者が多いもの少ないものと様々でありましたが、これまで行った説明会の内容、方法、時期、場所等について十分検証し、活気にあふれ、満足していただけるようなものとしてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

4点目の「自治基本条例の位置づけ」でございますが、自治基本条例は、まちづくりの憲法といわれており、本町におきましても、平成19年4月に制定しております。

下川町自治基本条例の前文にもあるとおり、町政運営の基本理念及び基本的な原則を定めるとともに、町民の権利と役割並びに町及び議会の役割と責務を明確にし、町民主権の町政運営を推進することにより、下川町の自治の確立を図ることを目的としており、町政運営の最高規範と位置づけているものと認識しております。

以上申し上げます。答弁とさせていただきますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原仁興 議員。

○7番（小原仁興君） 非常に踏み込んだ発言があって、その部分は評価したいと思います。

先ほどの菓子製造の部分は、最初の部分に関してはできる限り菓子製造という文言を外して質問したつもりでございます。今後も起き得る事案として改めて確認したいと思っております。

連携協定先の感覚だと、町民との合意を得るとは、文字どおり町民の納得を得る…これはおおむねでございますが…そのことを指すのではないかと、私はそう思っているのですが、その部分において共有されているものだと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町民合意の定義というのはなかなか難しいものがあると思います。3,300人の人口の中で、どの程度まで理解を得た中で町民合意とするのか、こういうことが考えられると思います。

そういう意味では、町民を代表して議員8人の方々がそれぞれ負託を受けて、そして最終的な意思決定を図るという、そこが最終的な町民合意の最終点ではないかと、このように考えているところでございます。

しかし、その一方で、少しでも多くの町民の皆さんの理解を得ていくためには、やはり町民説明会、あるいは懇談会など広く開催をして、少しでも多くの方々に周知させていただき、そして理解していただくということが町民合意の一つではないかと考えておりますので御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先ほどから、企業側の…町民の合意を得ることと、町民から合意を得ること、これ意味合いが似ているようでありますが実は違うものと私は認識してございます。

翻って、町民から同様の要請があった…これを仮定して話をしていけば、以前の事案でもあったとおり、議員の合意が町民の合意という説明は、議員は町民からの選挙により一定の信任を得られているという根拠を足掛かりにすると一定の理解は得られるものと思います。それでも第8次下川町行政改革大綱の実行計画に沿って、町民からの説明の要請があれば、町民に対し担当課は丁寧な説明をする必要があるのだろうと思います。

また、議員の同意が町民の同意という意味にあっても、本年7月24日に行われました財産の減額貸付けの審議議決において、4対3の可決でありましたが、そうであったとしても、本議会においてなされる議決は、地方自治法の第116条第1項に指し示すとおり、多数決によって議会の議決とすることがうたわれており、議員全員の合意が必ずしも必要な要件ではないことは地方自治法で明文化されているとおりであります。そのことが法的な根拠となり、本議会の意思決定が住民の意思とみなされるということであります。

しかし、だからといって…繰り返しとなりますが、町民レベルの合意形成は、行政としても常に理解が深まるよう努めることには違いはなく、代表執行者と議会、そして町

民が、およそ同意の上で政策を進めることの意義は、その後の円滑な政策執行の確保のためにも欠かすことができないものであると私は考えますが、私の考え方に間違いがあるのかどうか、町長の見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりだと思います。いずれにしても住民の合意を得るといのは非常に時間の要するものでございますし、また、住民のみならず関係者もその事業等に関わってくる場合もあります。そういう意味でも、合意形成というのを少しでも進めていけるように努力していく必要があるかと思えます。

ただ、住民の最終的な意思決定というところは、なかなか下川町の場合は住民投票等の条例も制定してございませんので、そういう意味では、合意形成を図っていく目安というのが非常に難しいものがあります。

しかし、前段にも説明しましたが、少しでも多くの方々の理解を得ていくように努力をしていかなければならないと思えます。

その一方で、住民説明会等について、個人情報に関わるもの、あるいはまた企業の秘密に関わるもの、こういうところは極力…説明できないところがございますので、そのへんは十分説明をさせていただきながら理解を得ていくことが必要ではないかと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 行政が公表しました、第8次下川町行政改革大綱実行計画（進捗管理表）平成31年3月末時点と注釈の入った資料には、町民参加の推進、自治基本条例に基づく手続きの徹底とあり、町民参加を推進するため、自治基本条例に基づき、行政報告の発信・公開を積極的に推進するとともに、広く町民の声を聴く機会の充実を図り、町民が主体的にまちづくりに参加できる環境整備を進めると示しており、行政自らが明文化して、かくあることを目指してきたのでありまして、それを進捗計画の一つとして示されたのではないのでしょうか、改めて確認します。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） これについても仰るとおりでございます。いずれにいたしましても、第8次行政改革の中で取り組んでおります一番の取組の進め方としては、町民の参加や情報公開、そして説明責任と、こういうところが求められてくると思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 町民の合意を得る義務は、私が議員になって度々この議会や新聞報道等でも出てくる言葉であります。それは、先ほどから出てきております下川町自治基本条例という法規が根拠となっており、これは私も全く不勉強ではありましたが、平成の大合併の荒波の中、町長は当時、市町村合併問題調査特別委員長を務められ、平成16年3月10日の第1回定例議会において、この場で委員長報告として審議の最終報告をしたのであります。住民自治の必要性もその中に示されておりまして、原文のとおりそのまま抜粋しますと「当町の背負うべき「まちづくり」に関しては、今後においても当然避けて通れない問題であり、議会としては、常にこれらの課題を念頭において、行財政改革や議会改革、そして住民自治、確立への誘発を更に推し進めていくことで、今までも増して、より強い信念を抱く覚悟ができると言えるとの見解で一致したところでございます。」と委員長報告をしたのであります。

それを受けて、平成16年3月15日、当時の安齋町長は、議会にて「下川町は、現市町村合併の特例に関する法律の期限内には合併をしないことと、このように決断したところでありまして。」と決意を表明し、本町は市町村合併問題について下川町単独で進む町政運営を選んだのであります。

その後、下川町自治基本条例は平成18年に策定され、平成19年4月1日より発布されたのでありまして、時代背景から見ても、抗いきれない大きな仕組みの中で、本町単独という大きい決断が影響し、町民主体の基本理念に重きを置いた条例として策定されたことは、34条からなる条文を読み解いても明らかなことでもあります。さきに示した第8次行政改革大綱も実は下川町自治基本条例の第15条で明文化された条例文の一つなのであります。

それらを鑑みれば、情報の扱い方という意味においては、情報を頒布することはもちろん、行政は町民からの要望や意見に耳を傾けることが重要であることは、これらの条文が示しているところでありまして、私もそのような思いから、町民から何かしら意見が発信されそうな説明会や講演会においては、その全てに参加することはできませんが、でき得る限り参加しながら会場にまとう空気感、雰囲気も感じつつ、時にその当事者として体感もしながら参加してまいりました。

その中の一つ、菓子製造施設の町民説明会、一の橋地区では、地域全体が沈むことの危機感が伝わる発言があり、対策を求める要望が相次ぎました。8名の出席者に対し、説明・質疑応答はおよそ45分で説明会は終了。次の日は、コモレビで同様の町民説明会が行われ、30名の出席者のうち2名が発言し、その後の質疑が続かぬまま、わずか30分程度でこの説明会は終了しました。

まず、説明会のやり方として、これは適切だったのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 私どもとしては、説明会…それぞれ地域に分けて開催させていただきましたので、適切な開催ではなかったかと思えます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） この説明会では、一の橋地区において議員が2名、2日目の町内の説明会には議員が4名、傍聴者として参加しました。町民の受け止め方に関心を示し、議員活動の一環として参加したものだとして理解しております。

しかし、十分な意見が聞かれないまま会が終了した。これは行政にとっても町民にとっても不幸なことでありまして、思いがあつて参加したにも関わらず、その参加者の意思を汲むことができなかつた。しかも参加者は行政の説明を聞くために、自分の時間を割いてまで優先順位の上位に予定を書き入れ、説明会を聞くことを選んだのであります。

しかし、行政側の説明だけを聞いて帰るということは、当日、発言した人は別として、そのほかの発言が見られないことは、行政に対して全く影響力を与えない、また、行政は町民の思いを適正に理解できないまま、ということも適正な総括ができないまま幕引きとなってしまう懸念があるわけで、正直言って町民説明会を傍聴した私も、町民の賛成の声も反対の声も充分汲み取ることができないまま会場を後にしました。

行政として説明会の進め方、特に意見の拾い上げに問題があつたとするのか、それとも問題はなかつたのかお聞きしたい。回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今ほども申し上げましたけど、開催方法としては問題なかつたかと思ひます。進め方の中での最後…町民の皆さんの意見を遮ることは一つもございませんでしたので、何度も皆様にリクエストをして、最終的に時間をもって終了したというところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私に限らず同僚議員も多様な意見を伺いたかつたのだと思ひます。

だからこそ、粘り強く…何かありませんかと聞き続ける姿勢が重要となりますし、もつと云つてしまえば、参加者全員に発言の機会を一度は投げかけるぐらいのことをしてでも意見の収集に当たらなければ、適正な町民感情も把握できないのではないかと思ひます。

改めて伺ひます。町長はコモレビで行われた菓子製造の町民説明会は、その機能、役割は果たされたものと理解されているのかどうか、今一度伺ひます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 私どもとしては、果たされたものと思つております。以上です。



○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 議員活動をする私たちも、町民の声に耳を傾けることはなかなか容易なことではない、議員誰もが実感しているところであります。しかし、個々に話を聞けば、町の行く末を心配している。初日の菓子製造町民説明会、一の橋の会場から私が自宅に戻るよりも早く、交流サイトで町民説明会の中身がその場の印象とともに情報として瞬時に飛び交うということが現実として起きております。公的な場での発言こそが重要であるのに、思いがあっても発言されないことは、場を設定した行政側からすれば、本当の意味での町民説明会として機能の効果が見られなかったという点において残念なことであります。

本日は、この議場に若い有権者の方々が多数出席いただいておりますので、議場の皆さんも含め、町民にもお伝えしなければならないことですが、町民の意思は発言してこそ議事録にその言葉が刻まれ、その後の審議や決定、今回の場合は総括に影響を与える材料になるのであり、静観することは現状から下川の未来に向けて何も影響を与えないということを肝に銘じていただきたい。町民の発言こそが町の在りようを変えていく原動力であることをもっと認識してほしいと思いますし、どうか一歩踏み込んで、発言できる方は場の空気に怯むことなく一声を上げていただきたいと、議員の一人として願うところであります。

さらに言えば、後日、町民懇談会が設定されたのですが、菓子製造に係る説明は、場所を変えながら合計5回の町民懇談会が行われたにもかかわらず、その説明は一切ありませんでした。病院運営や財政面等、実直な話があったことは評価しますが、菓子製造施設においては、まだ具体的な解決の道筋を見ないそのただ中の状態であり、その後の方針に全く触れることなく散会してしまう。

町長はさきの菓子製造施設に係る町民説明会で、その後の経過説明を必要としないほど、町民共有の事柄としてしっかりと説明責任を果たせたという認識なのか、町長の見解をお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町民懇談会は広く様々な施策、あるいはまた地域課題を取り上げて進めていかなければなりません。そういう意味では、町民懇談会では菓子製造事業…これ質問があれば別でございましたけれども…一定程度多くの施策の中、あるいは多くの地域課題の中から選択をして、そして説明をさせていただいたところであります。

菓子製造事業については、もう既に町民説明会を…それに特化して進めておりましたので、町民懇談会の説明議案としては入れておりませんでしたけれども、一応そういうような背景があったということでもあります。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 確かに町民懇談会とは別建てで菓子製造の町民説明会を開催してきたという事実はありますが、町民懇談会で…詳しい説明まではしないにしても、町民の立場を代弁すれば、町長選挙の争点の一つとなっていたことは周知の事実であり、その後の新聞等々の扱いや流れを鑑みても、町民懇談会…特に一の橋地域の参加人数を見れば関心は高かったといえますし、先ほど申し上げたとおり、さきの一の橋地域の菓子製造町民説明会は参加者が8名、対して後日行われた一の橋地区の町民懇談会は私の目視ではありますが23名、一の橋地区の方々はある種の話聞くために期待を持って会場へ足を向けたと私は理解しておりまして、当時、町長も参加者の数に驚きをもって挨拶したのであります。地政学的な見地から見ても集まった理由はあったものと私は思います。

だからこそ行政の長として、せめて菓子製造に係る一言はあってもよかったのではなかったか。町民懇談会の日程の途中から政策推進課長が説明員の一人として帯同に加わった事実からも、行政としても一定の想定はあったように思いますが、町長の思いはどうであったのか伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） もう既に回答していますけれども、そのへんは特化した事業として説明をするのではなくて、地域課題…これを広く拾って、その中で町民懇談会を開こうという、そういうプロセスを経てまいりましたので、一の橋地域においては、町民説明会よりも町民懇談会の方が多かったわけではありますけれども、質問があれば回答しようということにしておりましたので、そのへんは御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） もし町民への説明が、さきの説明会で機能を十分に果たしたと認識したならば、町民の関心の評価を町長はその程度の説明で済むものと評価したということでございます。

仮に町民説明会で十分な説明をしたにしても、その後の町民懇談会で今一度、菓子製造に係る説明をする必要があってもよいと強く思うところですが、町長は今でもその説明をする必要はなかったというのでしょうか、改めて伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） それについては、今何回も申し上げましたけれども、特化事業として菓子製造事業を説明するのではなくて、地域課題、あるいは町の大きな枠組みでの課題等を今回選びまして、そして説明をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 確かに町民から菓子製造に係る意見や質問がないということからも、町民の関心は薄かったということを言われるのかもしれませんが。しかし一方では、発言しにくい、言えないという声も聞き及んでおります。先ほど私は町民に対して苦言を言わせてもらいましたが、町民同士のたわいもない話であっても、政治的な話題には、腫れ物に触るかのように非常に気を遣っている町民が多いことは私も知っております。

私に送られてきた手紙には、昨日まで楽しく話をしていた…そんな友人との交流も、ある日を境に以前のような交流ではなくなってしまったという、今でもつらい思いをしている方からの手紙もいただいております。町民それぞれの置かれた状態は、私どもが思う以上に、個々の感情も人間関係も複雑に絡んでいるのが今の下川の在りようなのだらうと思います。

だからこそ、町民から言われなくても、行政側がある程度思いを酌み取り、一の橋ならA4 一枚…説明用紙を差し挟むことはできたはずですし、実際、上名寄の町民懇談会では農務課がそうやって地域に即した説明をしたわけでありまして、せめて町長挨拶の中で盛り込むべき内容であったはずですし、私は説明が不足していたと思うのですが、その点についてどう捉えているのでしょうか、町長の見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） これ何度も申し上げますけども、町民への説明会と町民懇談会と切り離して開催をしておりますので、一定程度…町民懇談会ではもう少し広い施策について説明をさせていただいたところであります。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 話が前に進まないの、次に進めたいと思います。

情報頒布についてもお聞きします。

一義的には情報の頒布の仕方は、情報チャンネルは一つでも多く、速やかに全戸に情報をもたらされることが必要であると考えます。しかし、残念な事に、広報しもかわも印刷されている紙媒体についても現実には全戸に回りきっていない。回覧板も基本的には半月ごとの回覧ではありますが、最大で15日、場所によってはもっと長いタイムラグが発生し、手元に届くころには回覧板に挟まれていた案内の期限が過ぎていたという話も珍しいことではございません。

さらにIP電話は25%を超える戸数が現在通信状態が断絶状態であり、ホームページ・新聞等においては、その条件を整えるために個人に対し経済的な負担を伴うことから、行政の情報頒布の機能から少し離れた位置づけのように思います。

今まで確立している、これらの媒体の情報頒布が少しでも改善するための方策は取られてきたのでしょうか、お聞きします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 今回、情報告知端末につきましては、小原議員の指摘のとおり、町民懇談会で説明をさせていただいて、その中で4分の1の町民の方々が実は利用をされていないという、そういうような報告をさせていただいたところであります。それを受けて、この情報告知端末については、更新期がまいておりますので、次の展開として…考え方の一つを今回の町民懇談会でも説明させていただきました。

また、広報誌等についても、議員が仰るとおり、大変公区に負担もかかっておりますし、また、回覧する時間が非常にかかるという…こういうような報告も受けております。

現在、これのあり方について、いろいろと協議をしているところでございまして、この点については、公区との協議も大変必要になってまいりますので、速やかにはできませんでしょうけれども、より改善できるそういう方法論を見い出していきたいと、このように考えてございますので御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 少し情報の与え方を整理した方が良いのではないかと思います。

先ほども申したとおり、即時性を求めなければ、各戸に配布される情報としてはやはり回覧板が確実な方法であるのではないかと思います。地域の班としてコミュニティが系統的に確立しており、ある程度なら有事でも機能しますし、ある種原始的な方法でございまして。

それでも過去に公区に属しない下川町民もいたとの事を伺っておりますが、現在そのような方はいるのでしょうか、確認をします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 理解できないんですが、町民に即しないという…考え方ですね。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 公区に属していないということで、回覧板もいないよ、地域に関わりを持ちたくないよという人が過去に上名寄の方でいたということのを伺いましての確認でございます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 私どもでは、そのへん…いらっしゃらないという確認がされているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） I P電話について質問します。

本町には1,803台のI P電話端末が各戸に設置されており、うち463台が導通不能、つまり電源が入っていないか、コネクターを外している状態ということでございます。これは約4件に1件が受信されていないということでございます。

実は私も自宅のI P電話が不調となり、半年近く時が流れ、困った挙句、担当課に相談し受話器部分を交換して直していただいたのですが、同様に本機の不調を解決しないまま使えない状態になったI P電話が潜在的にあるように私は思います。

今では詐欺被害警戒情報や不審者情報、生活に密着した情報、今月4日にはJアラート発令を想定した防災情報アラーム訓練を行うなど、今では命や財産を守る情報も発信する媒体となっております。

本当に使わないものか、それとも使えないのかの調査、またはI P電話の不調を把握し改善することによる利用促進を促す案内を回覧板や広報等でアナウンスをしているのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。I P電話の…例えば使用ができない、なかなか利用が困難であるという…今後の使用の内容等については、回覧板、広報などではお知らせしたことはこれまではございません。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） この先もそういう改善するようなアナウンスはしないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） I P電話というか…情報告知端末の更新の時期がきていますよというお話は広報等でお知らせをしているところございまして、その際に新しい告知端末…どういふふうを考えていくかということで、これから更新を検討していきま

すというような内容の広報は一度行っております。

それぞれ不具合等があった場合ですね、当初から…それぞれの方から御連絡を頂いて、対策といいますか…機器の交換等は都度都度行っているところをございまして、そのほか、以前電源が入っていないというお話で防災の関係で御質問があった時についても、間違った情報が流れている部分がありまして、電気代が非常にかかるというのが当初からありまして、そのへんのところの話も…今後更新を検討していくに当たって、そういったところも検討内容に入れながら、次の更新に向けてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） ただいま総務課長から電気料金のこともあったので、そこを先に聞きたいと思います。

中にはI P電話の電気料金が気になって通信電源自体を切っているとの情報も耳にしております。確かにI P電話が受信状態になるとタッチパネルの画面全体が明るくなり、電気代が気になる町民の気持ちも理解できる場所でもあります。I P電話の年間の電気代は町民個々の負担ではありますが、その電気代の負担額が明確になれば受信状態にしてもよいと理解を示す利用者も増えるのかもしれませんが、月、若しくは年間でも構いませんが、電気代はおよそ幾ら程度の負担が発生するものなのか、把握していただけますら回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） お答えいたします。使用状況によって大きく変わるかなというふうに思っております。というのは、無料電話も使っている方もいらっしゃる一方で、その間には画面も点くということで、細かく計算したデータはありませんけれども、一般的に今…テレビでも年の標準的な使用で2,000円ですとか3,000円ですとか、大きなテレビでもそれぐらいの電気料ということですので、以前私たちが耳にしたというか…聞いたお話では、年間3,000円かかるとか、1万円かかるとかというお話で電源を抜いている方がいらっしゃるというのは聞いたことはありますが、基本的にはそんなにたくさん電気料がかかるというようなものではないというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 以前、名寄新聞・広報しもかわ等で、ペット検索でI P電話の活用ができなかった旨の報道がありました。現況のガイドラインでは該当にならず、適用できなかったものと思いますが、町民の個人的なイベントや商店など、アナウンスの一助として利用したいとの要望が上がっていると思うのですが、例えば行政サービス向上の一環として有料にしても試験的に実験してみるなど、町民の要望に応える考えはあ

るのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 行政告知端末につきましては、整備当初から条例及び要綱によってその運用の規定が定められておりまして、その中には放送の方法、それから放送の制限というのがございまして、基本的には…放送の制限に関しては、私的な内容、また営利を目的とした内容、法令及び本町の条例規則等に違反するもの、またその恐れがある内容ほか、政治活動ですとか、公序良俗に反するもの、その恐れがある内容、公衆に不快の念、また危害を加える恐れがある内容ということで、そういった放送の制限をしているところであります。

ペットのお話がありましたけれども、基本的にペットに関しては私的な内容に当たるということで検索の放送ができないということでありまして、今後これに関しては、更新に当たってですね、その辺りのところも検討しながら、対応できるものについては対応していきたいというふうには考えておりますが、現在の運用の要綱におきましては、私的な内容は放送しないということになっておりますので、そういったかたちで今回はお断りしたという状況であります。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 町民懇談会でも担当課より案内がありましたとおり、I P電話のサポート期限が…先ほどから出ております…年限を超えており、メンテナンス業者に無理を言いながら現況のサポートを受けているようでございます。下川の財政やシステムの再構築を考えれば、現状のシステムの延命が町民の負担を鑑みても必要であるように私は思います。

現実問題として利用延命年数はこの先何年ぐらいを見込んでいるのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 現状のシステムにつきましては、当初想定されていた…いわゆる保守の限界というのは、もう既に迎えておりまして、その後、更新の検討を進めている段階で、基本的には後2年ほど…何とか部品を調達して…現状の告知システムの方は延命をしているという状況でございます。

この検討に当たりまして、以前から同時期に同じようなシステムを入れた町村で協議会をつくって、いろいろと検討してきたんですけども、町民懇談会でも御説明申し上げましたが、今回の更新に当たっては、以前あった補助金もない、そして全てが地方債の対象とならない状況でありまして、非常に後年度負担、あるいは単年度の財政負担と

というのが大きい状況でございまして、そのあたりも鑑みて、いろんな方法を含めて調査研究を進めているところでありまして、できる限りその保守ができなくなるまでの間にきちんと…どのようなシステムを入れていくか決定してまいりたいというふうに思っております。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番(小原仁興君) 現況の延命を進めたとしても、I P電話のメンテナンスに年間1,200万円が維持費としてかかっているようであります。適正なメンテナンスは、平時の安心して使うインフラのためにも、かかる金額の多寡には触れるつもりはありませんが、今使える状態でもメンテナンス期間が経過したことを理由にその全てを交換しなければならない、しかもサーバー・行政端末をセットで交換となると、行政が示す想定ではあります。5年間で2億6,000万円の財源が下川町の単独経費で賄わなければならないということでもあります。この金額は、現在置かれた下川町の財政状態から見ても現実的ではない投資であると私は評価しております。

そこで、サーバーの更新だけで、各家庭にある行政端末を使える限り使っていくということではできないのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 今回の更新に関しましては、まず、サーバーが使えないというのが一番の大きなところでございますけれども、そのサーバーの更新に伴って、現在皆様の御家庭に設置しております電話の端末ですね…行政告知端末の機械自体も新しい物に交換しなければならないという状況であります。並行してですね、段階的に入れ替えていくという方法も考えながら検討しているところでありますけれども、サーバーの更新に伴って端末も更新をしなければならないという状況でございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番(小原仁興君) ということは、サーバーと行政端末はセットでない駄目だということ…分かりました。

仮にですね…多少無茶苦茶なことを聞くようなことになるかとは思いますが…メンテナンス期間が終了し、システムの維持をするためにも、常勤、若しくは非常勤がよいのか分かりませんが、不調箇所が発生した時に基板を見て不良箇所を診断、修理することができるぐらいの技術者を町内に抱えて、現状のサーバーを維持させる。それによって、例え技術者の人件費や基板部品に年間1,200万円が維持費としてかかったとしても、さきの投資金額から見れば町財政の負担は軽いように思いますが、現実的には無理なのではないでしょうか、町長の見解を伺います。



○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
田村総務課長。

○総務課長（田村泰司君） あらゆる方法をもってですね、長く使うこともいろいろと検討してきたんですけれども、基本的に電気製品と同じような考えでありまして、部品の供給が基本的にもうストップしている状態でありまして、何とかその部品を調達して保守限界を伸ばしている状況でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先週の土曜日の新聞見たでしょうか…12月14日付けの名寄新聞の記事によりますと、美深町では、来年4月からスマートフォンアプリでの行政情報配信をスタートするようでありまして、本町の情報頒布もクラウドによる配信を選択肢の一つとして検討しているとのことであります。

それらを受けての質問であります。町民の中には、広報しもかわも紙媒体である必要はないという意見は、担い手世代を中心に一定程度あるものと思います。今や簡単にホームページ上でも過去の広報しもかわを振り返ることができるようになっており、インターネット利用による会員登録者に対し、添付ファイルとして配信するというかたちであっても情報の取得としては遜色なく問題にはならないという意見の町民も潜在的にいるのかもしれない。

そのようなほかの形での情報発信をする模索は、そうすることによって印刷コストのスケールメリットは無くなってしまう可能性は否定できませんが、印刷部数の圧縮やひいては町費コストの削減に寄与する可能性があると思います。今後の想定される展開の認識としてどう考えているのか伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。情報の提供のあり方としましては、私が担当する「広報しもかわ」「お知らせ」は紙媒体で提供させていただいております。

以前、「広報しもかわ」「お知らせ」、これを地域の方に提供するに当たりまして、先ほど町長の話にもありました、庁舎内でそのルールを検討してございます。インターネットで…小原議員が言われますとおり…情報発信するということは、紙媒体は減りますし、コストの削減にもつながります。

近年、各公区におきましては、お知らせなどの配布物が大変多くなってございまして、公区長、役員、班長の負担にもなっております。当然、対応する職員の負担にもなっております。そういう状況もありまして、インターネットと紙媒体、これをどのように活用していくかのルールづくりをしているところでございます。

インターネットだけにしますと、例えばそれを使えないお年寄り…そういう方々が見

られない、そういう部分も十分踏まえまして、今後内容を検討させていただきたいと思  
います。御理解いただくようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先ほどの説明にもありましたとおり、広報しもかわであっても全  
戸に配布されていないという現実がございます。先ほどと矛盾する話であることは十分  
承知している上での発言となりますが、紙媒体での情報発信は、現物媒体という性質上、  
家庭内で広報しもかわが回覧できる場所に優位性があるものと理解しております。し  
かし、広報しもかわが保有されていない家庭があるとするならば、子供たちには広報し  
もかわの情報に全く触れることができないということになります。そこで、小学校・中  
学校・高校に広報しもかわを数部配布することはできないのでしょうか。小学校では読  
解力、中学校では社会との関わり合い、高校では本町の在りようを理解することにより、  
本町の現在置かれている適正な情報を知る権利を与えることは、社会性の醸成に寄与す  
るものと考えます。少しでも情報の偏重を是正する意味においても、広報しもかわを配  
置する必要があるものと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。小学校、中学  
校、各学校に広報を配布して、お子さんの目に十分…見ていただけるように、町のいろ  
んな施策や行事…これを十分理解を深めてもらえるようにということでは大変効果的な  
ものと私も認識してございます。

実状としまして、広報しもかわ月1回…月の初めに各公区を通じて配布させていただ  
いております。そのほかに各主要公共施設…そういうところにも頒布させていただいて  
おりまして、小中学校…今すぐその現状は分かりませんが…確か配布をしていたかなと  
思いますが、そのへんを確認しまして、今後配布するように努めてまいりたいと思いま  
す。

また、先ほど小原議員の話にありました、各公区で広報を手にとっていただけなくて、  
最終的にはごみとして廃棄されているという現状も…一部公区においては把握してござ  
います。中には公区長、班を通じて、班長が各戸を回って全部配布するという方法をし  
ていただいている公区もあるように聞いておりますが、この後、公区長会議が開催され  
ますので、その中で理解を深めさせていただいて、できるだけ多くの皆さんに手に取っ  
ていただけるようお願いを申し上げますことと、手に取っていただけるような広報にする  
よう努力をしまいたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますよう  
よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） I P電話におきまして、町長・副町長・教育長のスケジュールを毎週公表しております。情報共有をするという意味において評価できる取組であります。

過去の事例ではありますが、町長の予定欄に後援会による行政報告が11月15日に記載されていたようでございます。この掲載は適正であったと言えるのでしょうか、町長の回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） それはちょっと私…認識しておりませんでした。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 私は、この後援会の報告がI P電話に載っていたことが適正かどうかということを伺っております。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 後援会の活動としては適正ではないと考えています。おそらく職員が掲載を間違っただけではないかなと思っています。以上です。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 先ほどもルールの中で、政治活動は駄目だということで報告いただいたので、私もこの部分については、過去に土建業関係の会議の記載や、私個人を拘束される会議の記載とはいささか性質が違うものであるという部分から指摘させていただきました。

私も多少情報のはき違いをしているかもしれませんが、先ほど指摘しました第8次下川町行政改革大綱にも示されたとおり、行政報告の発信・公開を積極的に推進することですので、行政改革大綱に習い、行政報告の執行については行政主宰のかたちにおいても積極的にやっていただきたい。

最後にこれらの意見に対し、町長の意見を伺って、本日の一般質問を閉じたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 時代は当然…団体自治から今一度その住民自治…これを行政側と住民が一緒になって進めていく時代に入っておりますし、もう既に先駆的に取り組ん

でいる町も全国には多々あります。

そういうような事例も十分参考にしながら、そしてまた私どもが考えている情報開示、あるいはまた説明責任、このへんについては今後も更にレベルが上がるように努力してまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） これで小原議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、2番 中田豪之助 議員。

○2番（中田豪之助君） 今日下川商業高校の皆さんがたくさん傍聴に来ていただいています。最初の質問は、子ども議会…子供というのは、小学校、中学校、高校生の児童、学生、それから社会人の女性の方を対象として、その人たちが模擬的に行う模擬議会といいますか、議会のシュミレーションを下川町でも導入してはどうかという質問でございます。

先ほどから、同僚議員の質問にもよく出ていますように、町民参加が叫ばれる今日この頃であります。それは役場だけではもう解決できない下川町の課題というのがものすごく多いからですね。自主防災組織、自主防災計画、後継者問題、商店街を活性化する、子供たちの教育、これはもう町民自治といいますか…町民が主体となって取り組まないで解決しない課題だと思います。

しかし、令和元年度の補正予算では、2,400万円のお金が町外への委託費として使われることになっております。町長はヒト、モノ、カネ、情報、町に不足している部分があり、それは外部に委託するんだと仰いますが、その結果、ノウハウは蓄積しないし、人材が育っていないのが現状だと思います。

士別市とか、旭川市とか、そういうところは子ども議会というのを既に実施していて、そのシュミレーションを通じて町の仕組みを学習し、議会の役割を学びます。そういうことで、町政、町の課題、議会に関心を持ってもらい、町民参加のまちづくりに役立つと思います。

SDGsの事業としても、未来人材の育成ということを下川町でうたっております。

人材育成、発掘につながる「子ども議会」「女性議会」というのを是非下川町でも導入すべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 中田議員の「町民参加、模擬議会について」の御質問にお答えしたいと思います。

中田議員の御指摘のとおり、自主防災組織、商店街の活性化等の地域課題は山積している一方、少子高齢化等による人口減少で地域の農林業等の各種産業や団体・公区等では、後継者や人材が不足しており、様々な課題解決のためのノウハウが少ないことから、町外業者等への委託が必然的に発生している現状にあります。

町といたしましては、これまでと同様に町内で調達できるものは町内という基本姿

勢を崩さず、第6期総合計画の将来像に位置づけた「2030年における下川町のありたい姿」の一つであります「人も資源もお金も循環・持続するまち」を目指してまいりたいと思います。

地域課題の解決に向けては、自分たちの課題は自分たちで解決する「自助」「共助」の気運の醸成を図るとともに、様々な地域課題を可決するためのノウハウを蓄積できるような人材育成につながる学習会や研修会、体験の場の創出を図ってまいりたいと思います。

また、町民参加を促進するための一つの手法である、人材育成等につながるものとして、「模擬議会」が様々な自治体で実施されており、そのほとんどが小・中・高生と女性を中心に各自治体の議会や行政が主体となって実施しているところであります。

模擬議会は、目的により対象やテーマ、主催が異なることから、主催、その効果などを研究し、検討していくことが必要であると考えております。

町といたしましては、模擬議会というかたちではなく、先ほどもお答えしましたとおり、人材育成につながる学習会や研修会、体験の場の創出を図ってまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 今の町長のお答えで、学習会、研修会、体験の場を通してそういうことを促進するというお話でしたけど、それは具体的にどういうことを今実施しているのかお尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） これからまた実施しようということで考えておりますけども、年が明けましてから、小学生の1学年程度を対象としながら、私と教育長で訪問をして、そして1時間かけてディスカッションの場、そしてまた給食の時間等…許されるのであれば、一緒に食事をするなど、こういうようなかたちでいろいろと意見交換をしてみたいと、このように考えております。

また、コミュニティスクールや、今…人材育成のビジョンも策定してございまして、そういう中にも今後そういう学習会や研究会のあり方なども示されていくものと考えてございます。以上であります。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） これからということですが、ただでさえ児童生徒にとっては取っ付き難いような…町長とか教育長…偉いおじさんというイメージがあるので、そういう意見交換の場とか食事の会…できれば給食を一緒にしてというのはとっ

でも有意義な事だと思うので、是非進めていただきたいと思います。

ただ、模擬議会というからには、それなりの意味があると思います。私も5月から議員になって…初めて分かったんですけど、この堅苦しいやり取り…堅苦しく見えるんですけど…普通の人には…にはそれなりのルールというか決まりがあつて、そのルールに従って進んでいくと、そのルールに従って…公序良俗じゃないけど…突拍子もない変な事にならないようにお互い常識を持って、町を良くしていくために意見を交わす、それがこの議会の場であるということが…私は議員になってよく分かりました。それを…すごい学習の機会だと思うので、児童生徒の皆さんにも体験してほしい。今後、目的や対象テーマを絞ってというお答えでしたけれども、まず取っ付きやすいところ…いきなり難しい事でもなくてもいいです…下川町のトマトジュースをもっとたくさん売るにはとか、アイスキャンドルでもっとたくさんの人に来てもらうとか、そういう具体的な分かりやすいところから始めて、段々と情報提供とか、町民参加とか、自治基本条例とか、そういう上級のところは後回しでもいいと思います。まず、始められる具体的などころから是非始めてほしいと思います。

ちょっと調べたんですけども、早稲田大学の「卯月盛夫研究室」と「NPO法人わかものまち」というところの共同調査で、2018年に調べた結果がネットに載っております。その結果、1,196自治体のうち、409自治体、34.2%で子ども議会を実施していると。

これは士別にしても旭川にしても…やはり町の仕組みを学んで、議会の役割を学んで、町民参加の機会になる。そして卒業、就職して一旦町の外に出ても、こういう良いところがある自分の故郷にまた帰ろうという意識を持ってもらうために非常に有効な取組だと思うので、是非検討をお願いします。

それから、関連して次の質問に移りたいと思います。

これは若者、女性だけでなく、成年男子も活用しましょうということでもあります。

私たち議員は、一人一人、町の将来を心配し、人一倍折に触れて町の課題の解決策など常日頃から考えています。また、自分の支持者だけでなく、井戸ばた会議とか、いろいろな説明会・懇談会にも自主的に参加して、町民の皆さんの声を聞くことに努めています。

私たち議員は、今みたいに変化の激しい不確実な時代にもっと町に貢献できると考えています。それは町民のニーズを踏まえて、ほかの自治体の先進事例とか、条例とか、取組などを調べて政策を提案するということです。でも議員一人一人の調査では限界があります。今の事務局はよくサポートしてくれるのですが、3人ではいっぱい입니다。このような会議録、議事録、記録をまとめて年間の臨時会、定例会をつつがなくやるので手一杯です。

そこで、議会事務局の人員増を是非検討していただきたい。それは、やはりノウハウを蓄積して、町内の人材の育成につながると思います。

町長は公約の中で、五つの循環ということで、経済、資源、暮らし、情報、人材を循環させるということを表明しておられます。

議会事務局の人員を増やして、政策提案ができるような体制にしてもらえば、町外への委託というのも減って、非常に経済循環、人材の循環につながると思います。

そういうことに対して見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） それは増員ということによろしいですね。今、町が置かれている財政的な課題、あるいはまた町の規模、それから全体の職員数、こういうものを考えますと、なかなか今の体制から増員して職員を増やすというのは難しいかと思えます。

いずれにしても、職員にもそのへんの政策形成のサポートをしっかりとできるように、今後も私の方から方針を出してまいりたいと思いますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 必ずしも役場の職員の方ではなく、地域おこし協力隊とか、嘱託の臨時職員ということでも大丈夫だと思います。SDGsの広報・普及ということで、慶応大学の院生の方がついこの間までいらっしゃいました。あのような…研究室とのつながりというのも…議会のことでありますので専門的には政治学とか、地方自治学の専門の先生のところの大学院生、そのような方が半年でも1年でもスタッフとして加わってもらえば、新しい手法、新しい取組というのも…役場職員、議員の中に残るでしょうし、それを通じてその研究室の先生とのパイプ、あるいは大学院生が卒業していった後のネットワーク、そういうものも期待できると思うので、是非検討をお願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 素晴らしい意見だと思います。タイミングもあるでしょうし、また、大学側の都合、本人の都合、いろいろなものがあると思いますが、インターンシップで我が町はいろいろ受け皿をつくっておりますので、例えば今仰られたように、議会だけに特化しなくてもセクションをいくつか重ね合わせて進めていくという方法もあろうかと思えます。

いずれにしても、今いただいた意見、町の方でしっかりと検証してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 是非、前向きに検討をよろしくをお願いします。  
次の質問に移らせていただきます。

下川町の信頼回復、今後の民間企業との連携協定についてということです。

私のこの質問の念頭にも、チョコレート工場ということがありました。

下川町はありたい姿で、誰一人とり残されない町の実現ということをうたっております。

そして、この連携協定…菓子工場というものは、障害の手帳を持つ人だけではなく、引きこもりだとか…手帳がないけれどもそういうような…社会に参加できない人、多様な人を雇用して町内で産業をつくると、そういう目的であったと思います。その使命、志は素晴らしいことです。しかし、合意形成とか町内外での進め方に問題があったとは…さきの同僚議員の質問にもありました…みんなが認めるところであります。

企業との協定は破棄になり、国とも補助金の扱いについて協議中で、町の対外的・対内的信頼性は失われました。

ここで大切なのは、犯人探しではなくて、このような事を繰り返さないために、責任はどこにあるのか、これからの対応策はどうしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 中田議員の「下川町の信頼回復、今後の民間企業との連携協定について」の御質問にお答えをしたいと思います。

本質問に関しましては、菓子製造事業の実施に関連したものと捉えておまして、先ほどの小原議員の一般質問の際にもお答えしたとおり、菓子製造事業につきましては、連携企業から申し入れのあった「町民の合意を得ること」等の懸念点を解消することができなかったことから、本事業の中止に至ったものでございます。

合意形成の方法や町内外での進め方につきましては、その時々状況に応じて、本事業を実施するために必要で適切なものと判断し、実施してきたところでございますが、結果として十分ではなく、町に責任があるものと認識しているところでございます。

今後は、より一層町民に対する丁寧な説明とその機会の創出、町内外での進め方等を十分検証し、今回のような事態を二度と繰り返さないよう国等との信頼関係の修復も含め、町の責任として努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 今のお答えの中で、町に責任があるということでしたけれども、町というのは具体的に…町長なんでしょうか、町民なんでしょうか、どういうお考えでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。



○町長（谷 一之君） 最終責任は私にあるというところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 分かりました。それと、二度と繰り返さないということですが…とても大切な事なんです、そのための具体的な方策として、反省点として、今後こうしていこうというところをお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 今回の菓子製造事業については、懸念点が連携企業から示されましたけども、それらをしっかりともう一回検証して、そしてまた新たな事業展開を進める時に、その轍を踏まないようにしていこうということで考えております。

いずれにいたしましても、事業はいろいろ性質が違いますので、その時その時に考えていかなければならないものがあると思いますけども、原則論としてはしっかりと今までの轍を踏まない、そういうような進め方をしてまいりたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 懸念点が解消できなかったのも、今後そのような轍を踏まないように検証していきたいというお話でしたけれども、それ一つ取ってもすごく労力のかかる…時間のかかることだと思います。通常の仕事、作業、施策遂行のほかに、更にそういうことをしていかなければならない。そういう時のためにも…さっきの話を繰り返しになりますけれども…詳細な記録とかを提供してもらえば、我々議会の方でもそういう検証には御協力できると思いますので、是非検討をよろしく願いいたします。

それでは次の質問に移りたいと思います。

農業の事についてです。

農業版下川町ありたい姿というのがあったらいいなという率直な思いで質問させていただきます。

農業は、御存知のとおり下川町の基幹産業の一つなんです、高齢化、後継者不足、ほかの産業と同じような問題に直面しています。

ビニールハウス…つまり施設園芸では、フルーツトマトが主力ですけども、販売単価は長期低落傾向です。それは、他産地がどんどん作るようになってきて、競争が激しくなっているからですね。

そんな中で、下川町の農務課は、新農業人フェアとか、そういうところに参加して、新規就農の人を募集しようとか…よくやっていると思います。ただ、最近話を聞くと、農業人フェアに…そもそも来る人が少ない、たまたま居ても農業法人に就職を希望するような人が多い。やっぱり農業というのは夫婦一組でやらないと…一人で始めるというの

はちょっと厳しい問題があるので、農業人フェアで募集にいても厳しい現状です。後継者も不足していて、今の下川町の農家も高齢化していく、新しく来る人を呼んでも非常に少ない、こういうピンチな状況では、基本に帰って、下川で新しく農家を始めたら、こうやって作れば経営が成り立つよ…そういう姿、それから…来年2020年ですけども、、2030年、2040年になって、下川の農村がどうなっているのか、そういうことを農業者だけではなくて、町の人も参加して、みんなでありたい姿というのをつくっていくべきだと思います。そのようなビジョンがあれば、新しく農業を始めよう、下川で始めようという若者も増えると思います。今手を打たないと、下川の農村部で生産基盤の継承というのができなくて大変な事になります。

その意味で、お考えをお尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 中田議員の「これからの農業政策について」の御質問にお答えしたいと思います。

本町では農家の高齢化と担い手不足対策が喫緊の課題となってございまして、農業の持続的な発展のためには、農業が若者にとって魅力ある産業として成長し、農家継承や町外からの新規参入など、一人でも多く定着できるための環境整備が必要であると考えているところであります。

町といたしましては、平成29年度より新規就農者向けの住宅及び研修道場を整備するとともに、新規就農者受入対策部会を設置し、就農に向けたプログラムに基づく研修を実施しているところであります。

また、耕種農家におけるフルーツトマトやホワイトアスパラガスなど、付加価値の高い作物の生産や、酪農業におけるTMRによる安定した飼料供給の実施は、高収益と経営の安定をもたらし、本町農業の魅力を増進し、担い手確保につながっていくと考えているところでございます。

今後におきましては、道北や下川町に興味のある方に絞った新規就農者確保対策や各種の情報発信を各関係機関と連携し実施していくとともに、生産基盤の強化と効果的な農業の実施に向けたスマート農業を推進してまいりたいと考えております。

また、農業の推進・農地の保全のための「人・農地プラン」に基づき、地域での協働体制を整えるとともに、農地の集積・集約化などによる経営規模の拡大と効率化、雇用の受け皿となる法人化を推進し、経営感覚に優れた農業経営者の育成が必要と考えているところであります。

御提案のありました「農業版下川町ありたい姿」につきましては、現状の農業振興施策は、「下川町農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想」に基づき、耕種・酪農振興の各種計画を策定しているものでございまして、実施事業につきましては、行政、農業者、農協など関係機関と連携・協力を密にし、農業を取り巻く情勢の変化に素早く対応するため、常に下川町総合計画の見直しを行いながら事業を実施してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 生産基盤の強化、効率的な農業というお言葉がありました。また、経営感覚の優れた経営者の育成というお言葉もありました。これは具体的にどうい  
う計画、施策があるのかお尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 中田議員のただいまの質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、これからも持続可能な農業を続けるためには、経営の安定  
を促進し、後継者が安心して農業を継承する意欲喚起が必要だと考えております。

また、農村地域の活性化のために、地域に住む人をつくり出すことと、具体的には新  
規参入者の確保を図る、農業後継者の人材育成ということを考えておりまして、このた  
めには法人化の推進等を考えております。

農地の推進保全のためには、農業者と地域に行き渡ってですね、十分に協議して、地域で  
農地を協働する体制を整えていくことが必要だと考えております。

具体的に申し上げますと、酪農でいいますと、TMRセンターの組合を中心に規模拡  
大、生産拡大を増進する、あるいは和牛導入などの複合経営を推進する、あるいは哺育  
の確保、そういったことを考えていきたいというふうに思っております。

また、耕種につきましては、小麦・蕎麦等の協同組合による効率化、施設園芸を推進  
いたしまして農作物の安定的な生産を図っていくこと、それと秀品率の向上、ホワイト  
アスパラの推進、畑作と園芸作物の複合経営の安定といったことを考えております。以  
上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 生産基盤の強化、効率的な農業とは、具体的にどういうこと  
ですかという質問で、規模拡大、法人化の推進、酪農ではTMRの推進、和牛導入、耕種  
では小麦・蕎麦というお答えだったように思いますが、規模拡大とか法人化というのは  
苦し紛れといいますか、場当たりといいますか、そういうところがありますよね。私も  
小麦・蕎麦の機械利用組合の会社である「畑のくらし」の役員をしていますが、役員  
の構成もそもそも高齢化しています。TMRの会社でも、そういう畑のくらしとか機械利  
用組合…そこにどんどん農地を集積して行って、委託して行って、耕作放棄地を増やさ  
ないという方針は、自分たちもそのつもりでやっていますのでよく分かりますけれども、  
もう既に日本全国で農水省の推進もあって、農地の集積化、集落営農を推進していった  
んですけれども、2015年の農業センサスでは、それで農業者人口の減少は食い止められ  
て、かろうじて集落営農、法人化で耕地を引き受けて、耕地面積の減少は止まっている

んですが、それがもう今年2019年の速報版といいますか…調査で、耕作地も減少してきている。全国では、もう集落営農が行き詰って、それがもう解散せざるを得ないという状況が発生しています。

下川町は、遅まきながら今…集落営農や法人化だと言ってますけども、私が言っているのはその先です。今何とかするのも大事だけれども、この先の展望を持ちましょう…みんなで作っていきましょうという話です。だから2040年のありたい姿なんです。

その点の見解をお伺いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 農業に限らず全ての業種、業態について、総合計画の中で産業としての位置づけをしながらビジョンをつくって、この4月からスタートしたところであります。

いずれにしても、農業だけではございませんけれども、農業というのは下川町の林業とともに基幹産業であるということで、位置づけとしては大変重要なものであると考えてます。

そういう中で、あまり長期的な…2040年までとなると、総合計画を更に10年上回ってまいりまして、単なる絵に描いた餅になる可能性もあります。

そういう意味では、現状の農業政策課題をしっかりと把握しながら、この12年間の中のビジョンを更に厚くしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、下川町も地理的には条件不利地域ということもございまして、なかなか新規就農者が思った以上に来られるということが少ないわけでありまして、そこは今後更に情報を収集しながら、一人でも多くの新規就農者の方が来町され、そしてまた地域の農業者の方々がその受け皿となり得る、そういうような環境整備をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 先ほどの回答の中でありました、経営感覚の優れた経営者の育成というお言葉がありましたが、これは具体的にどのような方策で実現できるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） お答えいたします。法人化することによって経営が安定するというふうに私どもは考えております。これにつきましては、施設整備等に対して補助金の範囲でありますけれども支援していくというようなことを行っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 案の定というか…少々がっかりしたお答えなんですけど、法人化すればいいというもんじゃないでしょ。法人といっても赤字企業もあるかもしれないし、黒字すれすれの会社もあるかもしれないし、それはどれだけ助成を得られるか、国の事業を引っ張ってこられるか…そういうことじゃなくて、それこそ経営者感覚が大切だと思います。その育成…経営感覚の優れた経営者の育成という…そのお言葉はすごいんですけど、内容が…法人化を推進では…だって法人化なんて、手続きだけして…法務局に届ければできちゃうんですよ。役員とか定款とか体裁を整えればできるんですよ。

その後のサポートというか、そもそもそこでどういう法人をつくって、自分はこういう目的で何を栽培して、下川町の農業に少なからずもこうやって貢献するという思いがなかったら駄目だと思うんですが、そこらへんをお尋ねしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおりだと思います。法人化が全てではなくてですね、ただ、今、国の目指す姿も法人経営というのが非常にウエイトが高くなっております。その一方で、個人の農家が努力しているものも評価しながら、その後継者の育成、あるいは担い手の育成など、こういうところにも十分力を入れていく必要があるだろうと思っています。

いずれにいたしましても、農業経営者の育成が必要だということにつきましては、マネジメント、あるいはまた雇用管理、こういうようなところがしっかりできる、そういう環境を支援してまいりたいと、このように考えております。

また、本町では中国人の研修生が長年営みをされておりましたけれども、これについても今後も持続できる、そういう環境をつくっていく必要があるだろうと思っています。

それは日本全体が人口減少になっているということと、労働年齢の勤務者が少なくなっているということが背景にございますので、こういうところもしっかり把握しながら推進してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 高齢化とか人口減少とか、そういうことを考えると、中国人だけに限らず、外国人の方、その方を下川町にどうやって迎えて、どうやって下川町で働いてもらって、一緒に産業をより良いものにしていくのかというのは非常に難しい問題で、これからの一つの課題だと思うので、私もよく研究調査して、またいろいろ質問なり、提案なりしたいと思います。

経営感覚の優れた経営者ということに戻るんですが、農家は基本的に自分が経営者で、春に何の種を蒔くか、何の苗を買うか、今年はアスパラにするのか春菊にするのか何に

するのかというのは、やはりひとえにその人の経営者感覚というものであります。そこは役場の皆さんは非常に苦手な分野だと思います。ましてや法人化ということになると、農家も非常にそこらへんの…法令遵守とか、手続きとか、そういうところは苦手であります。だから、是非そこらへんは手を取り合って、一緒に勉強して行って、それこそ農業試験場なり、普及センターなり、あるいは道研…総合試験場ってありましたよね…協定ありますよね、ああいうところのサポートを得て、これからの時代に対する新しい経営スタイルといいますか、そういうものを是非策定して行っていただきたいと思います。

何より若者を呼ぶには、何をやっていけば食っていけるかという事業計画もそうですし、夢が無かったら魅力がないと思います。夢のあるビジョンをつくれば、魅力のある町…なんか楽しそうだなということになると思いますので、農業のありたい姿にしても、子ども議会、女性議会にしても、夢のある下川町をつくっていけるように、是非一緒に頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

私の質問はこれで閉じさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） これで中田議員の質問を閉じます。

ここで、13時15分まで休憩といたします。

休 憩 午前 11時48分

---

再 開 午後 1時15分

○議長（近藤八郎君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

質問番号3番、4番 春日隆司 議員。

○4番（春日隆司君） それでは一般質問をさせていただきます。

まず、財政硬直化に伴う町政運営と地域経済、町民生活等への影響についてでございます。

財政状況と令和元年の予算執行方針からすると、下川町の財政はゆとりがなく自由度がない、いわゆる財政の硬直化が顕著となっております。

そこで、町政運営、地域の経済活動、町民生活などに影響を及ぼしており、今後は更に甚大な影響が生じると思料いたしますが、次の点についてお尋ねいたします。

1点目、SDGs…持続可能な開発目標を掲げる中で、町財政は持続可能性に欠ける典型的な例となっております。このような事態に至った根源と責任の所在をどのように考えておられますか。

2点目、財源不足のための政策、行政サービス見直しには聖域があるのか。また、財源不足の中で公平、公正をどう担保するのか。

3点目、前期の財政計画は初年度から既に破綻していると思いますが、抜本的な見直しが必要ではないか。

4点目、財政調整基金…自由に使える基金でございます…が、現在5億円を切っているわけでございますけれども、2年で底をつき、償還ピークとなる令和4年度には予算が組め

ない事態に陥ることも予想されるのではないか。

この4点質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「財政硬直化に伴う町政運営と地域経済、町民生活等への影響について」の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の「町財政の持続可能性に欠ける根源と責任」についてでございますが、まず、質問にありました、経常収支比率が高く財政の硬直化が顕著になっていることに関しましては、平成29年度の経常収支比率は91.0%であり、財政が硬直化しておりますが、北海道平均は91.1%、全国平均が92.8%であり、本町の比率は、全道、全国平均と比較して低い状況にあるところでございます。

なお、全国的に地方交付税額が現行よりも大幅に多かった平成24年度頃については、経常収支比率が低くなっており、人件費、公債費などの義務的な経費が、ここ数年、低水準で推移していたものの、地方交付税が大幅に減少したことに伴い、比率が上昇しているところでございます。

また、財政の硬直化により、町政運営、地域の経済活動、町民生活などに影響を及ぼしているとのことですが、過去、地方交付税額が現行よりも多かった時期には、多様な行政ニーズに対応するため、住宅改修に係る補助金や、中小企業に対する設備投資に係る補助金、保育料の軽減、医療費の無料化など、各種行政サービスを拡充してきております。地方交付税額が少なくなった現在においても、予算に上限を設けるなど、見直しを行いながら必要な行政サービスを提供しており、財政の硬直化によって町民生活などに大きな影響が生じているとは考えていないところであります。

今後におきましても、第6期下川町総合計画における財政運営基準に基づき、持続可能な財政運営を確立していくことが私の責任であり、町民の皆さんが安心して生活していくために必要な行政サービスを持続的に提供できるよう、行政サービスの適正化に努めてまいりたいと思います。

2点目の「政策、行政サービスの見直しに聖域はあるのか。また、財源不足の中で公平、公正をどう担保するのか」の御質問につきましては、政策、行政サービスの見直しに聖域はないと考えております。

基礎自治体は、住民の福祉の増進を図ることを目的として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っており、住民生活に直結した医療、福祉、教育、産業、防災、生活環境、社会資本整備等、幅広い住民サービスを持続的、安定的に確保し、地域特性や実情に合わせて創意工夫しながら地域の活性化に取り組み、少子高齢化、人口減少により生じる様々な課題を乗り越え、持続可能な社会を構築していくための取組を進めていかなければならないと考えているところであります。

しかし、限られた財源の中で、様々な取組を進めていくに当たり、公平、公正を担保していかなければいけないということにつきましては、非常に難しい問題だと思っております。

まず、公平、公正の考え方について整理が必要であると考えます。

今後、人口減少が避けられない状況を踏まえ、いかに「スマートに減少するか」を考えていかなければなりません。

そこで、第6期総合計画にSDGsを取り入れ、基本理念である「誰一人取り残さない」まちづくりを進めていくこととしており、今後減少する人口に合わせたまちづくりを進めていく必要があります。

全ての人に同じサービスを提供することだけではなく、いかに弱い立場の人たちに目を向けるかという考えも含まれており、結果的な公平、公正の考え方を、今後町民とも議論していく必要があると考えてございます。

このようなことから、町民の皆さんの理解を得て、行政サービスの重点化、効率化に取り組む必要があると考えているところであり、町民の皆さんに財政状況等をお示しして、方針を説明するとともに、町の将来に向けての御意見を頂き、その意見を反映して施策、事業を進めていくことが公平、公正につながるのではないかと考えてございます。

3点目の「前期財政計画が初年度で破綻しており、抜本的な見直しが必要ではないか」についてであります。前期財政計画につきましては、令和元年度を初年度としており、決算を結んでおりませんので、初年度で破綻しているとは思ってございません。

なお、財政計画につきましては、毎年度、総合計画のローリングに合わせて見直しを行っており、財政運営基準に基づき、目標年であります2030年に向けて、持続可能な財政運営を確立してまいりたいと考えております。

4点目の「償還ピークとなる令和4年度は予算が組めない事態に陥るのではないか」についてであります。まず、これまでの一般会計における元利償還金のピークは、平成14年度の8億9,000万円であり、今後、令和4年度に向けて増加していく見込みではありますが、これまでのピークを超えることはありません。

なお、今後増加していく元利償還金の見込みにつきましては、令和元年度の約6億円から令和4年度には約7億2,000万円となり、約1億2,000万円増加する見込みであります。

なお、元利償還金の増加に伴い、地方交付税補填額も約8,000万円増加する見込みのため、実質的な負担額は約4,000万円と推計しております。

前段申し上げたとおり、毎年度、総合計画のローリングに合わせて、財政計画の見直しを行っており、予算が組めない事態に陥ることがないように、持続可能な財政運営を確立してまいります。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） まず、私が財政硬直化と…自由度がないと言う根拠でございます。いわゆる基金…先ほど平成14年の償還のピーク8億円という話も出ましたが、平成24年から平成30年度…基金いわゆる貯金が10億円減っている。

それから、今後基金の取り崩し…まだ不確定ですけど、令和元年度1億円、令和2年度の予算2億円、現状からすると貯金を取り崩して…ちょっと語弊があるかもしれませんが…かろうじて財政を支えているという状況だと思っておりますが、今の答弁をお聞きしますと、



財政に対しての認識が…どういう認識であるのか、平成14年と比較して借金がピークじゃないとか、一般財源が4,000万円で済むとかですね、スマートに…とかですね、いろいろあるけど、なかなか財政の置かれている状況を…非常に厳しいという認識は受けなかったんですが、財政の置かれている状況…私は硬直化していると思うんですが、どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 答弁で申しましたとおり、基金の取り崩しが近年進んでおりますし、また、公債費等も膨らんでまいりました。いずれにしても、総合計画の中で進捗のローリングをしていきながら、今後財政運営をしっかりと図っていくように今指示を出しまして、そして、本当に1円でも無駄のない、そしてまた効率の上がる方策をいろいろと今見出ししているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） そうしますと…ちょっと時計を止めていただきたいですね。質問したのは、このように至った根源と責任の所在をどうするかという話ですが、そこが全く答弁から抜け落ちていました。時計を止めれるんでしたら…答弁をされてないんで、止めていただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁漏れがあるという指摘がありましたので、その部分について答弁をお願いいたします。  
町長。

○町長（谷 一之君） いずれにしても、町の行政運営についての最高責任者は私でございますので、責任問題に関しましては私が責任を持ってやらなければならないということでございます。  
また、財政面についても、その責任の下にしっかりと…将来不安を住民の皆さんに持たれないように図ってまいりたいと考えてございます。  
いずれにいたしましても、財政規律をしっかりと厳守しながら今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 先般、議会の…所管事務調査で夕張市へ行ってまいりました。先ほど同僚議員にもありましたとおり、言葉を借りるとするならば…犯人探しをするということではなくてですね、町長からされると…組織が決定したことなので私に責任を問われても…という考え方もあろうと思います。と言いつつ、曖昧にしておくと同じ

間違いを繰り返すということになるんだと思います。

それで、皆さん御承知のとおり、夕張がこれだけ財政破綻してですね、三つぐらいポイントがあったんですが、急激な産業の停滞で…やっぱり維持しなきゃいけないというのと、チェックする議会が…あそこは4月と5月の決算の間にお金をやり取りしたりして…なかなか見えないようなかたちになって、そういうことで赤字が膨らんでいった、それが議会が分からなかったと…チェックできなかったと、一方、監査は財政部長が退職して監査されたと、そういうふうにしてそれぞれの機能が上手く役割を果たしていなかったというのが…いろんな要素があるんですが…一つあると。

私どもも、組織が決定した話なので、間違いを犯しては…曖昧な事では駄目だと思いますのでお聞きいたしました。組織が決定したと言いつつ…町長自ら御理解されているようでございますが、町長の責任の下で町長の政策を実行しているわけなので、やはりそのようなことになるんだというふうに思います。

後、ポイントはですね…ちょっと調べてみますと、SDGsアワードを受賞した29年と30年が非常に財政負担が多くなっているんですね。そのへんがちょっと矛盾を感じるんではないかなというふうに思っております。

後ですね、公平、公正…先ほどありましたけど、これから定義付けして、公平、公正で議論していくということなんですが、私が期待したのは、公平、公正とはこういうことであると…今後、公平、公正を維持して、こういうふうに展開をしていきたいという話をお聞きしたかったんですが、今の財政状況を踏まえてですね、御承知のとおり下川町も合併の時、自律プランを立てました。その時に、しっかり町民の方と議論をしながら事業メニューを出して、この事業はどうすると…非常にコミュニケーションを取ってやってきたと思います。それが今日いかされていると思いますが、財政の健全化のための総合的なプランを立てるべきではないのかなというふうに思うんですが、そのへんどういうふうな考えでおられますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 財政については、様々な事業の評価の時に都度…将来負担がないようにということで考えながら進めているところでございます。いずれにしても、義務的経費が今どうしても増額になってくる可能性があります。特に人件費というのが非常に大きいわけでございます。今回、この後提案させていただきます会計年度任用職員制度等もそれに入ってくるわけございまして、いずれにしても義務的経費をいかに圧縮しながら、それでいて公平、公正さを保って投資的費用をどのぐらい歳費として支出していくことができるかと、そのへんのバランスをしっかりと考えながら財政運営をしていかなければならないんじゃないかと思っております。

いずれにいたしましても、限られた財源の中で、少ない経費をかけていかに効率、効果の挙がるものにしていくかという、これは常に命題でございまして、常にそのへんを念頭に置きながら今後も行政運営を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 先ほど言ったように、総合計画の見直し、財政の見直しでもいいんですが、健全化の計画プランを立てる用意がないのかというところを再確認させてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） そのへんは並行して進めているところでございまして、敢えてそのこのところだけということよりは全体像の中で財政運営をしっかりとやっていかなければならないと。特に第8次の行革の中で、この財政改革というのは非常にウエイトを占めてございますので、それを基準としながら今後とも進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 基本的にですね…誤解があるんじゃないのかなと思うのは、行政改革というのは、財政が厳しいからコストをカットするというのではなくて、最少の経費で最大の効果を挙げるとというのが地方自治法に書かれている話で、行政改革というのは効率性を担保するため普段から行うものだというふうに思うんですね。

そういうところからいうと、やっぱり町民の方にしっかり今の財政状況を明確に示しながら…というのはですね、令和4年がピークです。そうすると前後して…元年から厳しい状況で…今後5年間…いわゆる10年間は本当に厳しい…強調しすぎますと問題もあるのかもしれませんが…本当に厳しい状況だと思います。

今後あり得る事業、浄水場、ごみの問題、施設管理の問題、それから来年度予算でみる職員の人件費が…任用制度で5,000万円、起債の償還が7,000万円、いわゆる1億2,000万円が増えます。さらに次の年も増えます。そうするとですね…しっかり財政の健全化の計画を立ててですね、町民の方にもしっかり認識していただいて、そこはみんな一体となって乗り切っていくということが必要でないのかと思うんですが、町長これ…住民サービスの低下は今後生じると…答弁では効率化ということを使われていますが、分かりやすくいうと住民のサービスが低下するという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） サービスの考え方というのはいろいろあると思いますけれども、例えば補助金等をサービスとして括ってしまうと、どうしても低下してしまうことが考えられます。しかし、人的なサービスということになりますと、いろんな面でそのへんは維持していくことができるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆さんには、毎年広報誌等を通して、町の家計簿、あるいは健全化比率の情報公開などをしっかりさせていただいておりますし、現在、総合計画の中で前期のローリングの部分の財政運用について、今後も計画委員の皆さんにお示ししながら、住民の皆様にも今後情報公開をしてまいりたいと、このように考えているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 明らかに…基準はあるんですけども、今年のように住宅…これ町長の政策ですよ…が当初予算で打ち切りになった。明らかに…これ一つ取っても住民サービス…町民の方に周知されてないというのもあるんですけど…明確にサービスの低下になったんだと思います。

そこで、こういう厳しい状況で、町民の方に…団体…いろんなものについて負担が生じていくという中で、町長自ら…私はこういうふうに通費を削減するんだとか、そういう町民へのメッセージとか…自らのですね…理事者…執行者といいますか…自らこういう通費を削減するというお考えが何かありましたらお聞かせください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 細かいところまでは今お話はできないかもしれませんが、今般の町民懇談会でもそれぞれの会場におきまして町の財政状況、あるいはまたそれに伴う施設の財政状況、経営状況、このへんをしっかりと説明をさせていただいたところでございます。

それに伴って、住民の皆様にも我慢していただくところはなるべく我慢していただき、そしてまたサービス面についても御理解いただくところは御理解いただくような、そういう問題提起をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私がお聞きしたのは、住民の方に我慢してもらうのは我慢してもらい…厳しい状況でということで、住民の方の直接的、間接的な負担を生じるわけですけど、それに当たってトップとしてですね、自ら私は…例えばですけど…10回行っている旅費を5回にして効率を高めるとか、いろんな事務的な通費で削減するとか…例えばでございますけど、自らの姿勢というのがあればということでお聞きしました。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 当然のことでありまして、様々な施策、あるいはまた様々な経

費面については、少しでも縮減できる方向で指示を出しまして、そして各課でそれに伴う新年度予算、そしてまた計画への予算配分等を進めているところでございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） なかなか返答がいただけないんですが、指示するというのではなくて…自らどうかということ…よろしいです…これ以上聞いても堂々巡りかもしれません。

それで、これだけ厳しいとですね、やっぱり職員の人件費についても近い将来削減しなければいけないという状況が生じるのかどうか。また、生じた場合に職員の人件費をカットする可能性があるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 今回も人事院勧告に伴っての職員費用を支出する予定をしております。ですから、今後将来に向けてはまだ…その時点でどのような国の方策、あるいはまた私どもの今の財政体制がどうなっているかということが見えないところもあります。しかし、それがないように少しでも今…財政運営の努力をしているところでございまして、その点について御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 私が期待したのは、職員の人件費は…令和4年まで一切削減しないという力強いお言葉を頂きたかったんです。というのは、職員の賃金を財政の問題で…調整弁にしては…基本的にはいけないことなんだと思います…やっぱり資質の問題、意欲の問題。ですから、やっぱり…不確定な様相があるのは承知しますけど…心強い意思を示していただきたかったと思いますが、それはそれで…是非そういうふうに進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきますが、自席から質問いたします。

持続可能な開発目標の関係でございます。

SDGsアワードを受賞しまして、日本のモデルとして取組が進められておりますが、最近よく言われてきたんですが、実態以上にSDGsに取り組んでいるように見られる…見せかけるということで、信頼関係を喪失したり、町の魅力が毀損したりという指摘をされているところでございますが、実態と今後についてお尋ねいたします。

1点目として、SDGsの取組の必要性和成果、また、推進上、心している…注意とかですね…理念みたいなところでしょうか…点はありますでしょうか。

2点目として、下川町が評価された根源であり、内発的発展の有効性が実証されている循環型森林経営と、資源を余すことなく使う森林産業との関係性が維持・発展してい

るのか。

3点目、地球温暖化が著しい脅威となっている中で、森林整備と関連産業群形成は、地球温暖化の観点からも極めて意義深いものであります。SDG s 未来都市として、気候が異常であるという事態を宣言して生命とか財産を守ることと、森林に関する地域全体の活動ということを出し出せないのかという3点でございます。お願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「持続可能な開発目標（SDG s）事業の実態」についてお答えをしたいと思います。

1点目の「SDG s の取組の必要性と成果、また、推進上、心している点は」につきましては、本町では、平成19年4月に施行された自治基本条例前文に「持続可能な地域社会の実現を目指す」ことを位置づけ、条例解説書において「持続可能な地域社会の実現のためには、自然環境と社会環境と経済環境の三つの調和を保つことが地域にとって重要である」とされているところでございます。

この概念は、平成23年度に政府から選定を受けております環境未来都市構想と共通し、この考えに基づく取組と成果が評価され、平成29年度に第1回ジャパンSDG s アワード本部長賞（内閣総理大臣賞）を受賞したところでございます。このことから、本町とSDG s は親和性が非常に高いものと考えているところでございます。

また、平成30年度に政府から選定されたSDG s 未来都市の概念は、「SDG s の理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組」でございまして、先述しました本町の概念、取組と共通性が高く、平成28年度に計画期間終了となった環境未来都市の発展形として、まちづくりにSDG s を取り入れ、本町における持続可能な地域社会の実現を目指す心づもりでございます。

成果につきましては、現在進行形のものが多いですが、SDG s を取り入れた「2030年における下川町のありたい姿」は町民の深い議論のもと策定され、これを将来像とする「第6期下川町総合計画」を策定し、平成31年4月からスタートしたところでございます。

また、地域におきましては、「ありたい姿」の策定から、住民活動や起業家誘致活動、学校でのSDG s を学ぶ授業などが行われるとともに、地域事業者と都市企業等が連携したフィールドツアーの実施や商品開発なども行われているところでございます。

2点目の「循環型森林経営と森林産業との関係性が維持・発展しているか」の御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、町有林の60年サイクルでの持続可能な森林管理システムである「循環型森林経営」を平成26年度に確立しまして、地域への木材の安定供給や雇用の安定化を推進しているところでございます。

また、地域資源を余すことなく利用する取組みは、事業者の自主的な努力を基調としながら推進されているところでございます。

町といたしましても、林業振興基本条例に基づく総合的な諸施策を講じ、林業・林産業従事者数の維持、製造分野における製品出荷額の維持・発展に努めているところでございます。

3点目の「気候非常事態宣言」についてお答えいたします。

近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、世界全体で気候変動対策を進めることは喫緊の課題となっております。

政府では「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を今年6月に閣議決定し、その目指すべき社会の最終到達点として「脱炭素社会」を掲げているところであります。

達成時期については、野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現を目指すとともに、2050年までの80%のCO<sub>2</sub>削減に大胆に取り組むこととされています。

本町におきましては、「2030年における下川町のありたい姿」の目標6に「世界から目標とされるまち」を掲げ、脱炭素社会の構築を目指しているところでございまして、この「ありたい姿」を踏まえ、昨年度、「再生可能エネルギー導入促進ロードマップ」を策定し、エネルギーの地消地産や脱炭素社会の構築に向けた取組みを進めているところであります。

こうしたことから、本町におきましては気候変動対策に対する目標設定と取組が既になされていることから、「気候非常事態宣言」の趣旨と合致すると考えますが、「宣言」につきましても、有識者への相談やSDGs町民会議などと協議をして判断してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） いろんな考え方があるんですけども、私は共有をさせていただければというふうに思います。

SDGsは29年から進んでいるんですが、非常に誤解を…これは私の発案ではないんですけども…誤解を生みがちなのは、17に分けているのは便宜上であって、ゴールは独立してないと、互いに密接に関連していると、一つのゴールのために…いわゆる他のゴールを阻害しては駄目だと。例えば経済活動をするに当たって…基本的な考え方ですよ…経済が活性化するからといって化石燃料をガンガン焚いてですね、そして経済が活性化した、働く場所が増える、障がい者の働く場所が増えるということではないんです。

その事業をやることによって環境にも配慮され、社会にも良いし、経済的にも良いというのが…ですから、一つの例でよく言われるのが、美しい海があって、海洋レジャー建設をすると、これは観光客が入るは、地域に雇用を生み出すは、地域の経済が活性化される…これもSDGsの柱ですよ。ところが一方で、汚染が広がって海が汚れ、漁業は衰退する可能性があって、廃棄物も危惧されると…今よく言われているのが、現代の私たちが想定できるリスクは全部テーブルに上げて、解決して次の世代に送ると。次の世代の人たちは、私たちの世代で考えられるリスクを全て解決しているから、その時に問題が発生したものはしょうがないですけど、将来世代で今潰しておかなければいけない課題まで送るということは、将来世代に課題を送るという話です。いわゆる走りなが

ら考えようということではないです。どっちかという消極的な考え方といって捉えられてもいいんですが、それがSDGs…いわゆる持続可能な社会をつくるために将来世代に負荷をかけないための取組だということなんですね。このへん共有をさせていただきたいと思いますが、今の話…どのように。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の仰るとおりでございまして、それは私も同感するところでございます。

国連が提唱した17の開発目標…これはそれぞれコンテンツごとに分けられておりますけれども、この17は…ある意味では、お互いに相乗効果を上げていく上で、そしてその課題を引き出すために分けられたものでございまして、17のそれぞれ開発目標を接着剤として結び付けていくという…その考え方が今後は大事なんではないかと思っています。まして下川町では、この17の開発目標をベースとしながら、下川版のオリジナリティのある開発目標をつくりまして、7つの目標に分けて、それにそれぞれ施策や事業を結び付けていきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、それぞれが独立しているものではなくてですね、連携し、あるいはまた接着する、そういうような取組を今後も進めてまいりたいと、このように考えております。

また、具体的には、本当に身近な課題がたくさんございます。今処分しているごみの一人当たりの排出量をどのぐらい少なくしていったらいいんだろうとか、あるいはまた食品ロスがたくさん出てきておりますけれども、この食品ロスをいかに少なくすることができるのかとか、あるいはまたエネルギーの縮小を目指して…経費節減に努めるとか、いわゆる将来の…次世代の人たちに負担のかからないそういう取組をSDGsを取り入れながら本町としては進めていく所存でございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 認識は共有されたかと思います。それで、SDGsを何で地方創生に持ち入れたのかということでございます…下川町のSDGsを入れて。たまたま今の説明では、環境、経済、社会ですかね…下川町で取り組んでいるのが評価されて…同じ方向だという話があったんですが、基本的なSDGsを自治体にどう入れていくかという時に議論があったんですが…表にあまり出ていないんですが、いろんな面で社会が分断されていると、例えば官民の問題、それから縦割り、それから組織、現在と未来、世代間、地域間、ジェンダー、全て分断がされていると、そういう分断を解消するためにSDGsという趣向を入れて分断を解消していくと。

そんな中で、自治体がSDGsの中で事業をいろいろやられるんですが、その横繋ぎとして説明責任のある透明性の高い公共団体をつくっていくという…これですね。それから不平等を是正していくと。やっぱり自治体が求められているのは、いろんな事業を



…SDGs でやるんですが、きっちり基本的なところを共有して進むべきでないかと思うんですが、町長、今私がお話したことについてお考えをお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） このSDGs…元々は世界各国が共通の言語として取り入れたものでございまして、当初は2009年にMDGsの取組をスタートいたしまして、そして貧困国、あるいは発展途上国、こういうところの飢餓や貧困を無くそうという、そういう大きな理念の下に進められて、一定程度の成果が上がったということで聞いております。それに伴って先進国を含めた190か国以上の共通の取組としてこのSDGsがスタートしたということでございます。そういう意味では、世界広しといえども…下川町も世界の一つでございまして、それぞれの地域課題を抱えております。その地域課題をしっかりと解決していく上で体系化、あるいはまた統合化をしていくという意味では、このSDGsの手法を取り入れるということが非常に効果が挙がるのではないかと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、SDGsという新しい取組については、まだ我々も事業を進めながら、あるいはまた研究開発をしながらスタートをしたところでございますので、議会議員の皆さんと一緒に、このSDGsを取り入れた下川町のまちづくりを進めたいと、このように考えてございますので御理解をいただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） またかと言われますが、今回のそういう考え方…基本的な共有する考え方という、菓子製造の話になるんですが、本当にSDGsのモデルとして…グリーンウォッシュという環境の活動をしているようなことを言って…まやかしとか偽物でバッシングされるところで、SDGsウォッシュって…まやかしのような偽のような取組を…今よく言われるようになってきました。それを回避するために…四つ、五つあるんですけども、不都合な真実を伝えずに良い情報のみを出すと、さらには実態以上に表現するとかですね、根拠がないのに先にやるとか、事実より誇張するとか、曖昧な表現をするとか、これってそういう…まやかしとして捉えられるらしいんですね…当然ですね。

下川町もそういうふうな…今回のチョコレートで…本当に分断がある中で、分断が解消されるように進んで行ったのかと、かえって分断が進んじゃったのではないのかと。

ここで私は一番…いろんな問題があるんですけども…問題だって思っているのは、連携企業が…一つ切り取った話になるかも…合意形成をしてくださいとあって、町長が町民に議会の議決が合意ですよと。そして連携企業から言われたのは、合意形成が不十分であると、第三者の人から下川町の行政運営、行政手法…合意を取ってください、合意を取りました、それでは合意ではありませんよと…第三者から下川の行政運営、合意のあり方について問題提起されたということが非常に残念で、本当にこういう事ってあつ

ていいのかと。

後、協定で今後気を付けなければいけないのは、御承知のとおり…信義、それから誠実の原則というのがございまして、これは民法に規定されているけど、公の方にも適用されるということなんです。いわゆる連携というのは信義、誠実の原則に基づいてやるわけですけども、相互に相手方の信頼を裏切らないよう行動すべきであるという法の原則なんです。そういうところで、本当に信頼を裏切らないような双方の信義、誠実の原則に基づいて、しっかり協定に基づいてやってきたのかというところを質問したいと思いますし、これって非常に重要で、今後も…数多くの連携協定を結んでおります。信義、誠実の原則に基づいて進んでいかない限りは…一方的な破棄というのは本当…その後の言葉が出てきませんが…そのへん町長、本当にどうお考えでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 人はなかなか 100%…人生の中で遂行することができないものがいっぱいあります。行政も計画を立てて…計画どおりに進まないこともありますし、また、事故が起きたり、トラブルが起きたり、あるいはまた間違った判断をする場合があるわけでありまして。

私もその人間の一人でございます。今回、この町の取組については、非常に…町の責任の下に手続きのミスがありましたけれども、いずれにしても不正や不当な…あるいはまた瑕疵のあることをこれまで進めてきたわけではございませんので、あくまでも手続きの不備があつて、それで連携企業とのいろいろな信頼関係が損なわれてきたというところがあります。そのへんは今後も事業としていろんな計画を持ってございましてけれども、これもまた100%限りなく努力して進めていかなければなりませんけれども、決してその全てが満足のいくものになるかどうかというのは不安的な要素もあるんじゃないかと思っています。

いずれにいたしましても、だからといって挑戦しないわけではなくて、これからも投資的などところについては限られた財源の中でもしっかりとチャレンジをしてまいりたいと、このように考えている次第でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 基本的な考え方はそのとおりだと思います。私が申し上げたいのは、先ほど言ったように…現在想定されるリスクを…分断をしないで町民一体となつて下川町の将来をさあどうすると…次世代につなぐためにも、先ほどあったような…SDGsを進めるに当たって、それなりの基本的なマニュアルじゃないですけど、先ほど言った…想定されるリスクは全てテーブルの上に出して、そして先ほど言った…透明性の高い議論をしていけば、間違いつて…ないとはいいませんが…ないんですよ…起こらないんですよ。それがSDGsの手法なんです。だからといってそれが 100%とは言えませんが、そういうことを踏まえながらどうでしょうかという議論をさせていただ

きたくてこの質問をさせていただいているんですが、是非…今お話を聞きましたから分かりましたけど…そういうふうにして、下川町が…今回一つの分岐点というか…良いきっかけだったと思うんですね。組織としてそれぞれ反省しなければいけないところがあるから、それを踏まえてですね、見せかけだとか偽物だとか…そういう要素が含まれないような本当のSDGsを進めていく必要がある。それにはやっぱり透明性、合意形成というのがもちろん必須で…理屈なくですね…と思っております。

次に、森林林業の関係でございます。

御承知のとおり…あまり公の場で言うとも問題もあるのかもしれませんが、50ha掛ける60年サイクルということで持続可能な森林ということによって…内外にですね。これ変に取られると…それこそリップサービスで、実態はどうだと取られた場合に、見せかけだとか…先ほど言ったSDGsウォッシュじゃないですけどね…非難、批判される要素を私は含んでいると思います。この4、5年を調べるとですね、木を植えたのが17ha、37、35、35、34、平均して30しか植えてないんですよ…木を。切るのは30、38、33とか。50ha60年って理念で言うのはそれはよろしいと思うんですが、実態をしっかりと…考え方を考える…50ha掛ける60年サイクルではなくて、30ha掛ける…例えば50年とかですね、基本的な考え方を考えていかなければ、先ほど言った…外に対しての不都合な…下川町って不都合かもしれません…外から信頼されなくなる。そのへん持続可能な50掛ける60ということは、町長はどういうふうにお考えになっておりますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） それについても仰るとおりでございます。確実に50haの数値を担保できるかというところは…この平成26年度からスタートして…できていないのは間違いないところであります。

しかし、しっかりとその…50ha60年というこのシステムを…やっぱり動かすことなくですね、目標として今後も進めていきたいと思っております。

また、関係するところには、そういう説明もさせていただきながら、御理解をいただければと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 是非ですね、実態に合った…地に足の着いた時代になってきますので、やっぱりパフォーマンスではなくて実態を…でない信頼だとかそういうものが崩れていく。

下川町が評価されているのは、持続可能な中に雇用があって、それから産業群が起きて、そして近代…それが地球温暖化に非常に役立つと、これが評価されているところだと思います。ですから、下川町が…今までもそうですけど…全国3分の2が森林の国で、下川町が発するメッセージというのは本当に日本のモデルになるわけですよ。

そんな中で、気候非常事態宣言…ちなみにこれSDGs都市で長野とか…白馬だとか、

近々では福岡の大木町、壱岐市とか、本当にSDGsの理念を掲げたところが、気候が異常ですよということを宣言して…ちなみに下川で気候の異常だと思われる…因果関係がなかなかあれですけど…平成30年台風、大雨、胆振地震、28年大雨、27年低気圧、大雨、26年大雨、暴風…ある時は1億円ぐらいの被害が生じていて、明らかに異常な気候があるんでないかということでもあります。

ですから、下川町の場合は町民の生命、財産はもちろんですけども、森林に対する、または生産基盤である農業に対する被害が本当に甚大なわけですね。是非、下川町が森林、農業を基盤とする…産業を基盤とする中で、異常な中で異常に対応するために、町民の方と危機感を共有して、例えばこれから生じる冬の問題もあると思うんですが、是非いち早くですね、森林を基盤とする下川町によって気候非常事態宣言をして、そして対策を講じていくということをして是非是非…先ほどありましたとおり…協議するということなんですが、これはリーダーシップに基づいて宣言したいと、そして町民の安全安心を守る、下川の産業の基盤を守る、そういうことがすぐできる…とって先ほど言ったように町民の方にも理解を得なければいけないんですが、是非こういう取組をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 下川町が120年余りの歴史の中で、森林を基盤としながら様々な産業政策をやってきたのは紛れもない事実でございます。20世紀後半からはその森林をベースにしながら環境政策、エネルギー政策に着手してきたと。それを全国的先駆けとして、あるいはモデルとして、その理念を皆さんにも理解していただきながら、その実務も下川町としてはしっかりやっというところでございます。

私も平成7年に議会議員に当選させていただいて、様々な課題が提案され、そしてそれに伴って意思決定を図ってまいりました。しかし、やはり当初計画していたものもずれ込んだり、あるいはできなかつたり、あるいはまた途中で改革をしていかなければならないなど、たくさんの事が起きてくるわけでございます。

そういう意味でも、下川町の…この森林総合産業というのは大きな柱として、下川町が持続可能な町をつくっていく上では欠かせないファクターだと考えてございますので、春日議員が仰られた…そのへんも更に参考にしながら今後ともまちづくりを進めていきますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 質問させていただいているんですが…もちろん賛同…いただいているけど…なかなか力強い答弁はできないんだと思うんですけども、最後に、今日置かれている下川の状況からして、特に財政ですね、それから基盤となる産業、町民の安心安全ですけど、是非力強い答弁をいただければというふうに思います。基本的な考え方、町民が丸となって進むんだと、分断が生じているけども分断を解消して…そのた

めにはこういう決意で臨むんだとか、お考えがございましたら結びにお願いしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 過去にも答弁の中で説明させていただいたことがあると思いますが、社会構造というのは下川も東京も同じでございます。行政、政治があり、産業経済があり、福祉医療があり、教育文化があるという、この枠組みというのはそれぞれの町が持っているものでありますけれども、歴史とか地理的な条件とか、あるいはまた様々な環境の背景とか、それぞれ違ったものを持っているのではないかと考えています。

ただ、それぞれの領域を分断されることなく、横串にできる…そういう取組が今後も下川町には必要であると思っておりますし、私ども…行政の組織の中にも横串による…そういう行政運営というのが求められていると思っております。

さらに、行政と住民の皆さんとの協働によるまちづくりに対しましても、今後もいろいろと参画を募り、あるいはまた行政から飛び込んでいって、共にまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） とにかく求められているのは実践、実態に対応する対処方法だと思います。菓子製造にありました…一つの条件の中で…情熱が感じられなかったと…非常に重たい事も言われておりますが、町長が元年の6月、所信表明で言われました、信念と情熱を持って行動する決意ですと…是非情熱を持って取り組んでいただきたいと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） これで春日議員の質問を閉じます。  
次に、質問番号4番、5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） 私は一問一答形式にて一般質問をいたします。今回は大きく2問質問を準備して…こちらを一般質問としております。

1 問目です。国から選定された計画の進捗・結果に関する周知についてということで質問いたします。

下川町はこれまで、環境モデル都市、環境未来都市及び地域活性化総合特区、バイオマス産業都市と、国からの選定を続けて受けております。

これらは、それぞれ計画が策定され、順調に進んでいる目玉事業はPRされるものの、計画全体の進捗が町民には伝わっていないというふうに考えます。また、昨年選定を受けましたSDGs未来都市についても同様に、町民への情報提供を適切に行い、意識を共有することが事業推進に不可欠だと考えます。

そこで、以下、町長の見解を伺います。

1点目です。この前段の3計画及び特区構想、これらの進捗、そして結果の町民への周知実績及び今後の周知の方法について伺います。

2点目として、SDGs未来都市計画に掲げる各種事業の実施見込み、そして2020年KPI（重要業績評価指標）の達成見込みと今後の周知方法について、それぞれ伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員からの「国から選定された計画の進捗・結果に関する周知」についてお答えいたします。

1点目の「各種計画等の進捗・結果の町民への周知実績及び今後の周知方法」につきましては、現時点として、これら計画の総合的なものが「SDGs未来都市計画」となっており、この進捗評価をする機能として「下川町における持続可能な開発目標推進条例」に基づき、町内外の有識者からなる「SDGs評議委員会」を設置、平成30年度の実績について説明し、評価を頂いているところでございます。

また、政府が設置する「SDGs進捗評価検討会」での進捗評価も既に実施されており、今後、政府のホームページで公表されるところであります。

これ以外の各計画につきましては、環境未来都市計画は平成28年度で終了しておりますが、それぞれの計画において毎年度進捗評価を行い、バイオマス産業都市以外は政府のホームページで公表されているところであります。

さらに、各種計画に基づく取組は、総合計画に位置づけられていることから、毎年度の行政評価において総合計画審議会委員へ説明、評価を受けてございます。

しかしながら、住民委員への説明や、政府のホームページで公表され誰でも閲覧できる状態であるものの、住民への周知については十分ではないと認識しておりますので、周知方法について今後工夫してまいりたいと思います。

2点目の「SDGs未来都市計画に掲げる各種事業の見込み、2020年KPIの達成見込み及び今後の周知方法」につきましては、計画に基づき各種事業を進めているところでありますが、御承知のとおり菓子製造事業につきましては、大変残念ながら中止となったところであります。

KPIにつきましては、人口や熱エネルギー自給率、CO<sup>2</sup>排出量など12の指標を設定しております。

現時点では、平成30年度実績となっており、計画初年ということでまだ成果が発現していない指標もございますが、2020年度での達成に向け取組を進めてまいりたいと思います。

今後の周知方法につきましては、1点目でお答えしたとおりでございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今、町長から答弁をいただきました。まず、改めて私の今回の質問の意図…こちらをお伝えいたします。

そもそも町民の血税によって雇われた役場の職員が、日数を割いて町民のために働いているわけです。当然、各施設、各部署、それぞれの役割があり、対象とする町民が限定されている…こういう仕事もあります。

その中で、こうした新しい企画、計画を立案して、また、新しい概念を取り入れていく部署というのは、それを町民や町内事業者によくよく浸透させていく役割があるというふうに私は考えます。

そして、最初は役場が自ら動いて手本を示しても、後々は町民や町内事業者がそれぞれに動けるように後押しをするというのが行政の役割であるというふうに私は考えます。いつまでも行政だけが動いている、だから息切れもして、取組も広がっていかないというふうに思います。ですから、こうした計画を継続的に周知して、よく町民や町内事業者とコミュニケーションを取って、この計画に関連する次のビジネスチャンスはこれだと、一緒にやっていこうと…何度も何度もアプローチをするべきではありませんか。

先ほどの答弁に、政府のホームページで公表されているとありました。町のホームページからリンクが飛んでいるかということ…どうもそうではない。どうしていきなり町民が政府のホームページを見るのでしょうか。ちょっと不親切ではないでしょうか。これを当たり前のごとく答弁され、悪い言い方をすると…ちょっと馬鹿にされているのかなというふうな感じさえします。

環境未来都市計画も平成28年度で終了したということですが、何か初めて聞いたような感じがします。自分だけが知らないのかもしれませんが、多分知らない人が多いんじゃないでしょうか。これについても、今後周知を工夫するというふうに仰いましたが、どのように工夫されるのでしょうか。周知方法について、より具体的に、また周知の頻度、対象者、これらについてどうお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

環境未来都市の成果の公表でございますが、先ほど議員が仰ったとおり、国のホームページで見られるというのは大変…振り返りますと…不親切なところなのかなというふうには認識してございます。

これから考える事につきましては、先ほど議員が言われましたとおり、対象者…どういう方にどういう方法で、後、方法につきましては、町の情報提供の方法として広報しとかわ、お知らせ、情報告知端末、ホームページ…ございますが、小さなお子様は見るかどうか分かりませんが、子供からお年寄りまで見れるような方法を、今後、検証・検討し、進めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただきますようよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今、担当課長から説明がありました…そのとおりです。町が責任を持って立てた計画なんですから、また、町の職員が…それぞれ担当されている課長の皆さんも…まだその前の段階でされていた…手がけていた計画…現在も動いている…そういったものもあるでしょう。

ここまで出来た、あるいはこれは出来なかったと、それぞれ各計画についてあるでしょう。これをしっかりと町民に説明をしていただきたいというふうに思います。

また、これまで周知をされてなかったと思われる部分もありますので、改めて周知いただきたいといったところについて申し上げます。

環境モデル都市計画、環境未来都市及び地域活性化総合特区、バイオマス産業都市、これらの計画…それぞれ目標値が掲げられていたというふうに記憶しておりますが、直近でもいいですし、どの段階でも構いませんが…一番最近のものがいいですよ…というふうにとまとめられたのかと。この目標値に対する達成度、また、計画を立てたけれども、仮に未達成のもの…達成できなかったというものがあつたとすれば、今後それらについてはどうしていくのか。これらについての方針をお答えください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思いません。

直近のものということでございましたので、先ほど町長の答弁にもありました、SDGsの評議員会、これが11月上旬に開催されてございます。その中で、質問にございました…重要業績評価指標…行政がとても大切だよというその評価の指標でございますが、その中で、例えば12の指標がございしますが、その中の一つとして、熱エネルギーの自給率…これは当初2018年3月、自給率が49%としてございますが、これの2018年度…これが56%となつてございます。この指標が2020年…成果指標として52%。ですから28年度の当初から差引しますと3%でございします。それが2018年度において56%…7%となつていることから、達成度は233%となつてございます。

一方、林業生産額…これに例えて申しますと、当初の数字が2016年の29億6,900万円、2018年度の実績においては28億4,502万円。先ほどから申している2020年度の成果指標が33億円です。それから申しますと、まだ達成度としては十分そこまで至つてございせんので、2018年度の実績としましては達成度がマイナス37%。例えて申しますと、このような状況となっております。以上で説明の方を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） それぞれ目標値に対してのいくつかの事例といったものをお示しいただきました。



このように目標に対して何%、あるいは…これは上手くいっている…進んでいるものはこういうふうに数字に出せるんでしょうけれども、そのもの自体が止まったとか、当初の予定どおりいかなかったとか、そういったところについてもしっかりと町民また町内事業者に示していただく、こういったことで町の姿勢ですね…何とか頑張ろうとやっています…あるいは責任を持って当初立てた計画と一緒に進めていきたいです…そういった意気込み、または正確な情報を出して、当初計画していたけれども様々な事情…それについても具体的にこういった世界情勢…あるいは気候変動…様々な事情…思ったほど担い手が確保できなかったとか、それぞれあると思われま。そういった事情も分かるように、町民や町内事業者への周知…そういったことをすることで、これらの計画を進めていく段階において協力が得られるということになるのではないかとこのように考えます。

是非、責任感を持って、理事者及び担当課の皆さん、進めるのか手を引くのかしっかりと町民とコミュニケーションを図ってやっていただきたいというふうに考えます。

この項目については以上です。

次の項目に移ります。

先日、事業断念というふうに記者発表された一の橋の菓子製造施設整備…こちらについては、SDGs 未来都市計画の中でも、環境、社会、経済の三つの側面をつなぐ統合的な取組みとして、下川町のSDGs の目玉事業という位置づけであったかというふうに、町内そして町外からも認識されております。この認識で間違いはないでしょうか、町長お答えください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 間違いございません。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 間違いがないということであれば、この事業の断念といったものは、下川町のSDGs の達成…これに向けての影響が何かしらあるというふうに考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 大きな事業の優先順位というのはあるとは思いますが、今回このSDGs 未来都市に選定を受けた中で、モデル事業として十幾つの施策を発表し、そしてそれが採択されているわけでありま。

ある意味では、菓子製造事業については、そのモデル事業の中の一つであるということ、その他の事業についてしっかり進めていただきたいという国の方針もございまし

て、そういう意味では、ほかの事業に対してしっかりと遂行できるように汗をかいてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 12本のうちの一つということで…11本頑張れというようなことを国から言われたというふうなことでしたが、であれば、すごく期待をされた方々と…ここまでの議論の経緯を見てますと、何がまずかったのか…それはいろいろ…どこから見てまずいかというのはあると思うんです。

この事業については、まず、一の橋でやる。二番目、旧小学校の校舎を活用する。三番目、連携協定を結んだ企業。四番目、障がい者等の活用により。五番目、菓子製造を行っていく。この五つの要素があると思うんです。

今の町長の答弁だと、全部が無しになるというような印象を受けたんですけども、例えば1番と4番を結び付けた事業だとか、あるいは3番と5番を残してそれを進めていく、そういった組み合わせでやろうかというようなかたちで、今回の連携企業との事業は断念したけれども、ほかの事業者…町内事業者や近隣の事業者などと組んで、この五つの要素のうちどれかをやっていこうかと…そういったことはお考えではないということでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 現状では…まだ整理できてませんので、計画を考える時点ではないんじゃないかと思っています。

いずれにいたしましても、町内のそういう空き店舗、あるいはまた公共施設の活用…こういうのは並行して考えていかなければならないと思いますので、一の橋の小学校もその一つであると考えてございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今は整理をしている段階だということで、これについては時が来ればということもあるんでしょうけれども、時が来ちゃうとまた何年か経ってしまって、そういえばこんな話もあったよねというふうなことになります。ですので、計画が出て、町民で議論をし、また町内それぞれの意見があったにせよ何らかの結末を迎えると。ただやみくもに時間が経って…引っ張っていくのではなく、こういった議会としても考え方については良しとするというようなことで後押しをした計画でありますので、こちらについても…かたちは変わるにしても…しっかりと検討を進めていただきたいというふうに考えます。

今、12分の1が欠けた状態だということですが、そうするとSDGs未来都市計画の全体の見直し…割とこの菓子製造施設に関わる思いというのが強く計画には出ていたとい

うふうに私は読み取ったんですが、それについての見直しといった作業は必要になってくるのではないのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えいたします。  
今回の菓子製造事業の中止に伴いまして、計画の見直し…これは当然必要になるかと。これに関しましては、国の機関、また有識者、今回の計画をお認めいただいた方々に御相談をさせていただきながら、現在作業を進めているところでございまして、まだちょっと明確なところははっきり見えてございませんが、計画としては見直しをしなければならぬという状況にございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） もちろん国との調整や有識者との連携、確認、相談…最終的には発表というふうになるとは思いますが、スタートは下川町がいろんなことをやりたいと言って発進された計画ですので、下川町が主体性を持ってこの見直しに取り組むべきだというふうに考えます。なので、これは向こうがいつやるとかというスケジュールではなく、下川町としていついつまでに見直すんだと。それとも、先ほどの町長の答弁をいかすのであれば、考え方は残しつつ、今回の計画の中からちょっとランクダウンするよとか、12本から1本消えるのか、12本なんだけど…ちょっと今一人お休みみたいな…そういったかたちにするのか、そのあたりについては町の責任というか…言い出しっぺともいえる町の方で主張するというか、それを訴えていくといったこともできるのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 今、桜木課長が答弁しましたように、現在そのへんの協議をしているところでございまして、先般、私も東京の方に行きまして、担当者の方にそのへんの説明をさせていただき、そして速やかに改定をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） これは国の方との協議ということにもなりますが、具体的に…今年のは今年のうちにじゃないですが…年内なのか、あるいは年度中なのか、あるいはその先なのか、いつといった見込みといったものはございますでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えいたします。  
計画の見直しにつきましては、先ほどから話をさせていただいておりますとおり、現在協議中でございますが、まだ明確なものはございません。年内ということもまだ明確には示されてございません。ただ、年度内…当然早期にこの見直しをできれば行っていきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） こちらについては、町が責任を持って、計画の見直し…ある程度目鼻が立った時点で、しっかりと説明責任を果たしていただきたい。ほかの11本残った計画についても、計画を進める、変更する、または取り止めといった旗振りをしっかりと明確にしていっていただかないと、町民や町内事業者、またこの計画に様々な期待をする人たちの希望といったものが失われると、町民がついて行こうと思っても…どうなっているんだというふうになりますので、しっかりと進めていただきたいと考えます。

もう一点、SDGs関連です。

パートナーシップによる良質な暮らし創造実践事業として、SDGsに関するソフト事業に国の補助金も使いまして複数の調査委託事業を発注しました。これらはどういった委託事業だったのでしょうか、お答え願います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。  
SDGsに関連する調査研究…これらに関する委託事業でございますが、現在進めているものとしては、皆様既に御承知のとおり、生涯活躍未来人材育成プログラム構築事業。今、町内の学校関係者、それと各産業分野などの町民の方々に委員になっていただきまして、教育ビジョンというものを策定作業中でございます。その教育ビジョンでございますが、子供たちの将来の可能性を広げるもの…例えば現状の子供たちが2030年に学年平均当たり10人ぐらい減ると、そういうような状況がございます。これは教育環境の縮小や教育関係の事業…例えば塾ですね…そういうものがどんどんと厳しくなってくる状況の中で、子供たちの将来に向けての可能性を広げる…教育分野だけではなくて地域で。それが各種産業に反映するものや、いろんな人材育成に関するもの、そういうところにつながるものとして進めている教育ビジョンの策定でございます。これに関して、専門的な知識、経験を有してございます方にいろいろアドバイスを頂く、またファシリテーターになっていただく、こういうものとして現段階としては実施しているも

のがございます。これは実施しているものの一例でございますが、全部説明するのはなかなか難しい状況でございますので、一例として説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今進んでいる事業の一つというもので紹介を頂きました。ここでずらっと紹介されても時間も足りないですから、これらについて調査、あるいは委託、様々な試験、取組みみたいなもの、この結果については…町のホームページで紹介するとか…そういったことはされていますでしょうか。もしされていないとすれば、なぜ公表しないのでしょうか。そのへんについてお答えください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
桜木政策推進課長。

○政策推進課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。  
今進めている調査研究事業につきましては、ほとんどが現在進行形のものでございまして、まだなかなか公表するような状況に至ってございません。しかるべき時期がまいましたら、例えば広報だとか、町のホームページ、広く目にふれるようなかたちで公表の方を検討させていただきたいと思っております。御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 今回の一般質問の議論とは違うかもしれませんが、先日の決算特委の段階でも、ある事業について…今こんなのが上がってきているんですというのを見て…議員一同びっくりしたというのがあったケースもございます。これとはちょっと分脈違うかもしれませんが、この委託事業の報告書について、ホームページ等での公表というのはなかなか…下川町は伝統的なのか…ないんじゃないかなというふうに考えます。全額国の補助金などを使ったとはいえ、関わっている職員は時間を割き、労力を割き、事業者との打合せ等で時間を使っております。それをチェックするという…そういった様々な仕事に取り組んでいるというふうに考えます。また、上がったものに対しても、町としても支払いをしたものです。この内容がしっかりとオープンにならないと、先程来の議論の中でも…どうしても出せない情報もあるというふうなこともあるんでしょうが、概要については載せることができるはずで、むしろ公金を使って行っているわけですから、これは是非載せるべきだというふうに考えます。

今の議論の流れでいうと、SDGsの目玉事業の調査の中で何をやったのか、どういうことが分かったのか…成果の概要ですね、下川にとってこの調査をした結果、これは手を付けられない方がいい…そういう結果でもいいです。そういったことも公表し、共有することが下川のこれからの取組みには必要だと考えます。これがしっかりとしたパート

ナーシップを…今度は町内でのパートナーシップですね、今までの議論の中では町外の法人…連携企業とのパートナーシップというふうな話もあるんですが、町民との…また町内事業者とのパートナーシップを構築するために必要だというふうに考えます。是非、この公表についてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに考えます。

何か考えがあれば、一言町長お願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員の質問…私も賛同するところございまして、先程来ずっと議論してきた…やっぱり個人情報に関する事とか、関係者が不利益を得ること、こういうところについては避けていかなければなりませんけど、基本的にはほとんど情報公開をしていくということが基本だと思いますので、それに準じて進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 先程来の菓子製造施設の計画の関係もそうですが、やっぱり町民に情報が伝わってこない、町民に公表できない理由がいろいろあると…まだ出せないとか…これは相手があるから言えない、そういったことで町民から不信感が出てくると。また、計画に対しての共感が得られにくくなると。そうしてこの取組に対しての協力を得ようと思ってもなかなか得られないというふうなことになってしまうのではないかとこのように考えます。

この春の町長選挙でも、町長が訴えていたのは、一緒につくろうということで…下川のまちづくりに対する思いを訴えていたかというふうに思います。町民が一緒につくりたいというふうに思えるような…この情報共有のあり方、事業の説明、これらをしっかりと強く進めていただきたいということを申し上げてこの質問を閉じます。

二つ目の質問項目に移らせていただきます。

町の財政状況と業務の優先順位付けについてということで質問いたします。

下川町の財政状況について、その危機感が町民に伝わっていないのではないのでしょうか。危機感を共有し、限られた財源と人的資源の配分を早急に行うべきと考えます。

以下、2点について見解を伺います。

一つ目です。町の財政状況として、基金の残高、地方債の残高、地方債の返済見込み、2013年度からの地方交付税の推移と増減の主な理由、そして今後の人口推計を踏まえた地方交付税の見込みについてお伺いします。

二つ目として、職員の配置状況です。施設経営の赤字を減らして、税収を増やす業務への注力…これが必要と考えますが、そのような業務遂行が可能となる人員配置をしていますでしょうか。実施しているならその成果について、まだ実施できていないというのであれば今後の方向性についてお伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 我孫子議員の「町の財政状況と業務の優先順位付けについて」の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の財政状況についてであります。一般会計の基金残高につきましては、平成30年度末9億9,270万円で、平成27年度以降、減少傾向が続いているところであります。

また、一般会計の町債残高につきましては、平成30年度末63億244万円で、平成30年度から減少傾向に転じておりますが、元利償還金のピークは令和4年度となる見込みでございます。

次に、普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債を含めた「実質的な地方交付税」の推移につきましては、平成24年度の33億4,403万円が過去最高額、平成25年度は31億5,201万円、以降、毎年度減少が続き、平成30年度では26億1,924万円まで減少しているところであります。

この要因につきましては、平成20年のリーマン・ショック後の地方の経済・雇用情勢の悪化などを踏まえた国の景気対策として、地方財政計画の歳出特別枠として「地域経済・雇用対策費」が創設され、初年度の平成24年度に約4億円が措置され、急激に地方交付税が増加しているところであります。以降、平成25年度も約4億円、平成26・27年度が約2億円、平成28年度が約1億円、平成29年度には約7,000万円となり、平成29年度をもって廃止となったことが大きな減少要因の一つであります。

次に、今後の人口推計を踏まえた地方交付税の見込みにつきましては、人口推計を基にした地方交付税の見込みは推計しておりませんが、毎年度、総合計画のローリング時に交付税補填される公債費の額や過去の交付実績などを基に推計しているところであります。

なお、次年度は5年に一度の国勢調査の年であり、この人口が普通交付税に反映されるのは令和3年度からの5年間となります。本町の場合、人口を基に算定される費目については、人口一人当たり約30万円であり、平成27年度の国勢調査人口が3,547人、令和2年度の国勢調査人口を3,200人と推計した場合、毎年度、約1億円の減収となることが想定されるところであります。

ただし、地方交付税については、国の景気や税収、地方財政計画、政策によって左右され、人口減少によって必ずしも減収にならない場合もあることから、国の経済財政運営における基本方針や地方財政計画などの動向に注視しながら、引き続き、毎年度、地方交付税の見込みを推計してまいりたいと思います。

2点目の職員の配置状況についてであります。これまで地域課題や行政課題が高度化・複雑化する行政ニーズに対応するため、平成27年度以降、退職者補充や専門職の採用等により職員数の確保及び適正な人員配置に努めてきているところであります。

また、平成30年7月には、SDGsの達成に向け関連施策の推進や新たな課題等に対応する政策推進体制の構築などを目的に機構改革を実施してきているところであります。

さらに、令和元年5月には「下川町人事施策に関する基本的な考え方」を策定し、職員の人材育成の強化に取り組んできております。

このように長期的視野に立ち、総合的な政策推進体制づくりを進めてきたところでは

ありますが、今後は第8次行政改革大綱に基づき、グループ制の見直しや機構改革など、柔軟で機動的な組織・執行体制の整備を進め、諸課題等に対して業務遂行が可能となる人員配置を目指していきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 1点目、地方債63億円余りということで、先ほど同僚議員の質問とも関係しますけれども、返済見込み、改めてどうやったかたちで…いつまでに返済していくのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） いつまでという御質問でございますが、町債にはいろいろございまして、償還年限が長いもの短いもの…様々ございます。代表的な過疎債でお話をしますと、3年据え置き12年償還ということで、その後、借りた年から3年据え置いた後、12年で償還するというかたちになってございますので、そういった意味で、毎年度、借りた部分について償還年限に応じて返していくということになるかと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 毎年借りていくから…この残高についてはゼロにはならないというふうな…ざっといって乱暴な捉え方でいうと…その額が段々小さくなることを目標に進めていく。この1点だけ確認したいんですけれどもよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
副町長。

○副町長（武田浩喜君） 単純なお話で恐縮ですが、毎年返している償還元金、例えば5億円だといったしますと、その年に借りる町債を5億円以下に抑えると、どんどん全体額が減っていくという…単純な話ですが…そういったところにつながってまいりますので、町債の借入額をまず抑制させるというのが一つあるかと思っております。

それともう一つ、町債の目的にですね、負担の平準化を図るという考え方もございまして、例えば今年建てた建物に対して、一般財源で全部措置をしてしまうと、その年の方に全て負担が生じてしまいますので、その負担を後年度に分散させるという意味での町債の借入れという考え方もございますので、そういった意味も含めて、なるべく町債の発行額を抑えながら維持をしていきたいという考え方でございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。



○5番（我孫子洋昌君） 今、副町長から、町債の考え方、そして将来にわたって使えるものなので、今全部払いきるというわけではないんだよというふうな説明がありました。

町の財政状況について、町民に分かってもらおうという取組ということで、広報しもかわですね…こちらではここ数年、下川町の収入を…広報誌が例えているんですが…給料が年間300万円の家庭だったらということで表現をしています。これは以前に比べれば…300万円というとなんとなく想像がつく金額かなというふうになります。ただ、これでもまだ誤解されてしまうというような載せ方かなというふうに考えます。

2017年度から見てるんですけども、2017、2018、2019…毎年、家庭の給料が300万円…確かになかなか給料って上がらないんですけども…ずっと300万円ということではなくて、地方交付税は上がったり下がったりで…さっきのお話ですと2013年からずっと下がっているみたいな話がありました。地方交付税は先ほどの広報でいう年間300万円の収入だとしたら、その内訳の数…内数という書かれ方ですね。地方交付税は毎年減っていても、例えて示されている年間のお給料は300万円…ずっと同じ…変わらない、これだとちょっと誤解を生むというか、せつかく町の財政が厳しいという事を訴えたいのであれば、いつかの時点でもいいんです…先ほど出てきた2013年が減り始めだったということであれば…そこらへんでもいいんですよ。そこを300万円というふうな設定をすると、今ぐっと減って280万円とか250万円とかという金額を表現していかないと、この町の歳入の大部分を占める地方交付税が減っているんだと、これを理解してもらおうような…そういった表現ができるんじゃないかというふうに考えます。

このへんについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） 確かに…300万円ということで、町の家計の状況に例えた上で説明をさせていただいております。今、御指摘のあったようなことも十分考えられますので、それについては研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） また広報の話で…取り組んでいる職員の方、一生懸命…読んでもらえるようにということで、分かりやすく載せたいというのはとても評価できるんです。ただ、出てくる資料がそうじゃないと、せつかくの取組が伝わらないというので…また続けますが、10月号ですね…特別会計や企業会計…これらについての説明もありました。財政健全度についての掲載もあります。ここで、平成30年度も全ての公営企業で黒字になり…みたいな表現がありました。ただ、皆さん御存知のとおり、病院事業には一般会計から毎年約2億円の繰り出しをしていると。先日、決算審査で示された中では、平成30年度は2億8,000万円という数字が出ています。じゃあ去年は多すぎたのか

など思っ、今年はいくら予算で組んでいるのかというと2億2,000万円はもう補填するということで予算が通っています。これがなかったら多分、病院会計というのは赤字じゃないかなというふうに私は考えます。

このへんについて、片方で先程来の財政が厳しいといった議論がある中で、こういったところは黒字です、大丈夫です、財政健全度はしっかりしています、安心して下さいというような…広報で町民に理解を求めておいて、片方では何かそうじゃないぞという動きがある。なので、先ほどの病院の運営補助金もそうですし、地方交付税が減っていった、実際は…何年か前は300万円だったお給料が本当は300万円じゃないんだよみたいな…そういうような分かりやすい注釈、そういったものをしっかりと伝えて、町の置かれている財政の取り巻く事実、こういったものをしっかりと伝えるべきだというふうに考えます。

皆さん御存じのとおり、町民生活に直結する大きな事ですので、誤解がないような伝え方、これについて強く求めます。

次に、2点目の職員の配置状況、こちらについて議論を進めたいと思います。

施設経営の赤字を減らしていきたいというふうなことで取組みがされておりますが、今日は財政の危機感ということをも町としても町民と共有したいと…多分そういったことだろうということで今回の一般質問なんですが、地方交付税に対して、町民税や固定資産税も併せて年間3億円程度という収入だと。地方交付税は人口減によって減っていく…先程來說明があったとおりです。じゃあどうやって収入を増やしていくんだということになると、町民税または固定資産税…こういったものを増やしていく、これが必要なんじゃないかなというふうに考えます。

まずは、町民税の収入が増えるように、町民や町内事業者、各種法人の稼ぎが増えるような政策に力を注ぐべきだというふうに考えます。

町の資料…これはホームページに出ていましたね、第6期下川町総合計画の財政運営基準及び前期財政計画、これによると8ページの…いっぱいグラフのある中で、町税の状況というところを見ると、上の所に赤い字で、町税収入は増加傾向にあると、中でも農業所得の増加による個人住民税、所得割の増加が原因だというふうには書いてある。

農業者の所得増は示されている…先ほど議論を聞いていて本当かなというところもあるんですけど、農業者の所得増は示されていますが、では企業の給与所得者や法人税…この増収について言及がありません。これは増収がなかったのか、それとも特筆すべきほどの増収じゃなかったのか。

また、商工業やサービス業の増収、増益、それによる納税額の増加、これにつながるような施策が必要だというふうに考えますが、これについて積極的な政策を打っていくという町長のお考え、また、それに必要な人員配置、これについてのお考えがあればお答え願います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 町税としての法人町民税というのは非常に大きいところがある

うかと思えます。平成30年度も実績でみますと、2,600万円ほどの法人町民税を収入として得ているわけですが、やはり町外事業者の方々の法人町民税というのが65%に上るわけであります。そういう意味でも、外からの企業の経済活動が地域にもたらす影響というのは、地域経済への波及効果ばかりではなく、税収の面でも非常に寄与している面があるわけであります。

そういう意味では、企業誘致、あるいはまた連携というのが非常に必要不可欠なところでございまして、今後も企業誘致、あるいはまた連携等については、しっかりと情報を収集しながら進めてまいりたいと思えますし、また、町内事業者につきましても廃業が少しずつ進んでございますので、新たな取組み、新たな業態への転換など、こういうところもいろいろとサポートしながら進めてまいりたいと考えている次第であります。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） しっかりとした政策で取り組んでいただき、今町長が話された法人町民税…この増収につながるような施策を打っていただきたいというふうに考えます。

先ほど、特別会計、企業会計、いろいろありましたけれども、福祉医療施設…町が直営で抱えている分、これはなかなか深刻だというふうに思います。病院は企業会計、あけぼの園は特別会計、山びこ学園は一般会計、いろいろな会計費目で動いているということで、本当に赤字なのか、それとも町が支えているのか、それがちょっと分かり難いところがあるというふうに考えます。どこかがこれらの施設を抱えなければならない、機能としては必要だということ…これは分かるんです。ただ、少しでも赤字を減らしていく、健全経営をしていかないと…皆さん今日はずっとその話を聞いていたので…歳入が減っていくということであれば、こういったところについてもしっかりと全体を俯瞰してこ入れする、そのための人材配置も必要ではないかというふうに考えますが、このあたりで特に何かお考えがあればお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 町では大きな施設を福祉施設として三つ共有しておりますけれども、それぞれの施設の経営改革のプランを打ち立てまして、そして今の人員の問題、財政の問題、あるいはまた様々な経費の問題等について今取り組んでいるところでございます。少しずつはそのへんの効果も挙がってきているところでありますが、まだまだ一般会計からの繰り出しというのは多くなってございますので、ここのところを…赤字という意味合いではないんですけれども、収支バランスをしっかりと取る上では、少しでも一般財源が…繰り出し額が減額できるように今後とも進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 人員配置といったところについても…ちょっと議論する時間が少ないんですが、問題点だけというふうになるかもしれません。

職員の配置について、長年…合併問題もあって、採用が抑制された期間があります。

世代間バランスが悪い状況だというふうに認識をしております。ともすれば管理職が多く、中堅どころが少ない。ここ数年若手を増やしたと。そうすると指導、教育が行き届かなくて、町民や町内事業者への対応、対応の質が若干低下すると…若干なのかそれは程度あるんでしょうけれども…低下したり、政策の実現のために必要な町民とのコミュニケーション…これもなかなか十分取れていないんじゃないかというふうな感じがいたします。これは構造的な問題で、下川町だけが直面しているというふうには考えませんが、とはいえ、これは個人の研修で一人一人改善していくということでの解決はなかなか難しいんじゃないかと。町民…事業者もそうですけれども、これ以上、困ることがないようにするためにも、今いろいろ…一つの課の人員が少なくて、細分化されているというのではなくて、関連している課をいくつか統合してですね、人員配置の融通や担当する業務を融通しやすく、それで取り組んでいる事業を共有できる、そういうことで先輩職員の仕事の進め方を学ぶとか…そういった改革が必要だというふうに考えますが、町長のお考えがあれば一言お願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 既に最初の答弁でも申しましたように、グループ制の課題はどこなんだろうと、あるいはまた機構改革の必要性はどうなんだろうと、こういうところは今検討しているところでございまして、少しでも改善できる方法論を見出ししていきたいと考えてございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 予算の編成が今進んでいるところというふうに見ております。

令和2年度予算編成方針…こちらですね…見ていきますと、先ほどありました一般会計からの繰り入れ、これについては安易に繰り入れに依存することがないように留意するということが方針として示されております。

先ほど、広報での議論もありましたけれども、片方で企業会計は黒字だとか健全な財政だというふうなことを町民にPRすると、その一方で、各団体への交付金や町民生活に係る補助金…こういったものは減額、さらには先ほどの質疑の中でも告知端末の更新費用はなかなか独自財源ということもあって難しいという状況にあると、そんな議論もありました。そうするとですね、下川の財政は安心していいのか、それとも先行き不安なのか、町民は一体どっちというふうに認識をしていけばいいのかということになります。

今日はこの点を再三申し上げてきたんですが、町民の共感、そして協力、これを得ないことには何事も良い方向に進んでいかないというふうに考えます。事情について詳しく情報を得ているのは行政なんですが、行政だけが全てを分かっていたとしても、これがちゃんと町民と共有できていないと、誰も協力しようという気にならないというふうに思います。町を良くしたい、安心して暮らせる、そして豊かな生活を送ることができる、また、次の世代も希望があふれる、そんな町にしたい…これは誰しもが思う事です。

なかなか課題点があつて、周知の方法もこれから工夫するというようなお話がありました。今の情報の提供のあり方では、ちょっとそういった町民の意欲、希望といったものを削いでしまうような、そういった心配さえ感じられるというふうに思います。

良い状況だろうが、悪い状況の中にあるのが、しっかりと町民に適切に伝わるようなかたちでの情報提供、これをしていただくことを強く改めてお願い申し上げ、そして人口もなかなか減ってて、コンパクトな体制になってますけれども、だからこそオール下川で…今年の流行語ですが…ワンチームとして、素敵なまちづくりができるように日々改善していただく、これをお願い申し上げ、私の一般質問を終わりといたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） これで我孫子議員の質問を閉じます。

ここで午後3時30分まで休憩といたします。

休 憩 午後 3時14分

---

再 開 午後 3時30分

○議長（近藤八郎君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

質問番号5番、1番 齊藤好信 議員。

○1番（齊藤好信君） それでは、皆さん大変お疲れのところだと思います。特に町長…ちょっと声が枯れているので…後30分ほどお付き合いいただきたいと思います。

それでは私の質問を始めたいと思います。

住みやすい町づくりということで、全国で地方創生を進める上で、どの自治体も大きな課題は少子高齢化に伴う人口減少の取組であります。転入者が転出者を上回る「社会増」で人口を増やすことも大事ですが、本来、出生者数が死亡者数を上回る「自然増」こそ人口減少の歯止めとなっていきます。

地域の自然増をどう進めるべきなのかを真剣に考えるべき時であるというふうに私は思っております。

そこで、子供を望む方に対し、総合的でより手厚い子育て支援を進めることが重要と考えております。また、併せて高齢者が住み続けられる環境を整える施策も必要であるというふうに私は思っております。

この2点について町長の見解を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「住みやすい町づくりについて」の御質問にお答えしたいと思います。

人口減少社会を取り巻く状況は、我が国にとりまして大きな課題であり、個々の自治体でみても、都市部への集中、若年者の流出、高齢化の進行などの問題は、本町においても例外ではなく、これらを克服するために国全体で様々な対応策が取られているところではありますが、根本的な解決に至っておらず、幅広い議論や施策の一層の推進を行うことが重要であると認識しているところでございます。

私が最重要課題と位置づけている一つが、本年6月定例会で申し上げたとおり、「町民福祉の向上」であります。

御承知のとおり、本町ではSDGsを取り入れた「第6期下川町総合計画」を策定しており、「2030年における下川町のありたい姿」に向け、「子育て環境の充実」や「医療・介護・福祉」の連携を深めるなどに取り組んでいくことが重要であり、町民の住みやすいまちづくりにつながっていくものと確信しているところであります。

これらを実現するため、一例を申し上げますと、「子育て環境の充実」では、乳幼児健診及び相談の実施や2歳未満児を持つ保護者への商品券の支給、各種予防接種のほか、下川町認定こども園「こどものもり」について、3歳未満児の保育料を引き続き国の基準から6割程度軽減していることや在園児童の給食費を別途徴収していないことなど、財政が厳しい状況ではありますが、町民のニーズにできる限り応えられる施策を継続してまいりたいと考えてございます。

また、「医療・介護・福祉」の連携につきましても、引き続き地域包括支援センターを中心に、町立病院や社会福祉協議会、老人福祉施設など、医療・介護・福祉が連携した地域包括ケア会議を毎月開催して情報共有を図ることや高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域でその人らしい生活を最後まで継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に努力してまいりたいと考えております。

一方で、子育て支援や高齢者福祉の充実などの取組を推し進めるために重要な課題として、福祉・医療関係といった専門職の人材確保があります。優秀な人材を的確に採用していくため、引き続き説明会へ参加し、人材の誘致などに努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 今年の10月から消費税が10%になった…その財源をもって今回の幼児教育、保育の無償化というものが始まったわけではありますが、下川町は従来より…ここに関しては国の基準よりも6割程度の…親からの支出を抑えているということがあります。

私は、住みやすいまちづくりというのは、一つは、子供を望んでいる方が子育てをし

やすい環境をどういうふうにつくるか。先ほど答弁の中で…2030年における下川町のありたい姿の中に子育て環境の充実ということがありました。正にこのとおりでありまして、そこで、今、この子育て世代の方の軽減…大きく今回の幼児教育と保育の無償化というのはですね、先ほど私が述べたとおり人口減少というものもあるし、もう一つは子供を預けて親が仕事をする…そういう環境を整えるために、保育料それから幼稚園の教育料が今までは親にとって非常に負担であったと。そこが一つだと思うんですね。

そこで、私はですね…これは提案ですけども、確かに国の基準からの6割ですけども、そこをもう一步踏み込んで、保育料0歳から2歳までですね…今回は3歳から5歳までの無償化です。それから、非課税の方は0歳から2歳までは無償になってますけども、そこに外れた方々に対し、下川町の施策としてできないかという話でございます。

そこで、まずお聞きしたいのですが、下川町で今現在、0歳から2歳までの対象者というのは何名いらっしゃいますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えいたします。12月1日現在では74人が0歳から2歳という数字でございます。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 今回ですね、全国の自治体の中でも…例えば北海道では渡島管内の森町ですね…今、下川町の対象者の数をいわれましたけども…ここは人口もうちより多いですから、対象者が大体350名。そこでですね、ここの町長は梶谷さんという方でありまして、今回対象にならなかった0歳から2歳までの保育料を無償化にした。発言がですね…素晴らしいなと思いました。こういう話をすると、町長から返ってくる言葉は大体分かっているんですが…そこをちょっと置いといて今話しますけども、この梶谷町長がですね「子供たちの教育支援を強力に進めることは未来への投資である。そして更に子育ての町と言われるよう、これからも努めていく。」という話をされました。思い切った政策です。

下川町と似ているところをもう一つ紹介しますと、山口県大島町…そこはですね、人口も多いですから…うちの5倍ぐらいありますけれども、ここは何が危機感があったかという、下川町は高齢化率が大体40%弱ですけども、ここはもっと酷くて、半分超えて…53%の高齢化率になっている。そこで、一つの取組として、環境も良い子供を望んで育てる方に是非来てもらいたいのと、うちの町で育ててほしいということで、一つは大きな目標卒の若い世代の定住を促したいということですね、今回、0歳から2歳までの幼児保育を無償化したということになっております。

このような例を挙げたとしても…先ほどからずっと同僚議員の話を聞いてますと…財源がないという話が頭からくるんじゃないかというふうに思いますけれども、確かにこの子育て支援というのは目に見えてすぐ結果が出る、効果が見えるというものではありません。

ませんけれども、先ほど言った森町の話じゃありませんけれども、やはり僕は未来への投資だと思います。人数的に今回の3歳から5歳までの無償化になったところで浮いた財源…それを何とか活用してですね、この0歳から2歳までの保育料の無償化の検討ができないかということをお聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 下川町では福祉施策として子育ての充実というのは欠かせない大きな政策でございます。そういう中で、これまでの下川町の歴史では、非常に子育て支援に対して力を入れてまいりました。

今回、資料としては配布させていただいておりませんが、子育て支援の全体的な画を…実は担当者に指示しまして、体系化した表を作ってみました。これはまた後日、機会がある時に議会の皆さんに紹介させていただきたいと思いますが、多くが下川町は施策として子育て支援をやってまいりました。その全体像というのを一度見てもらう必要があるのではないかと考えております。個別には、今、斉藤議員が仰ったように、各自治体において政策的に取り組んでいるものが多々あるかと思いますが、下川町としては財政の問題もございまして、全体像としてしっかりお見せして、保護者の皆さんが安心して子育てをできる、そういう環境づくりを進めていくつもりでございます。

そういう中で、0歳から2歳児までの無償化の話でありますけれども、これについては若干課題もございまして、一つには、家庭内で育児をしている保護者の方々というのは約7割を超えるわけでございます。そしてその人たちも当然子育てには経費がかかるわけでございまして、認定こども園に通園する方だけに支援をしていくということにはならないわけでございまして、そういうバランスも考えた中では現在のところ無償化での支給は考えていないというところであります。

また、家庭で育児をされている方々が…無償化によって一気に増えていく可能性もありまして、待機児童が出るという…そういう心配もあるわけであります。

そういうことを勘案いたしまして、町としては全体像としての支援をしっかりバランスよく取っていく中で、無償化については考慮していないということを御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） お話はよく分かりましたけれども、今のお話の中で…家庭で育児されている方がいるからという…それはちょっと理屈が通らないんじゃないかと思えます。

今、受入れ体制のことでお話されました。これは担い手不足ですよ…保育士とか幼稚園の先生とか。これは全国的に…そういう担い手というのは…保育士、幼稚園の先生に限らず、看護師も含めて、介護職員も含めて、これは全体的に足りないというのが事実です。



これも一つ提案でありますけども、先ほどの同僚議員の答弁の中で、政策推進課の課長の話がありましたけども、未来の子供の活躍とか…可能性を応援する施策みたいな話がありました。これは非常に僕は大事だなというふうに思いました。

そこで、この担い手不足の解消に当たり、一つの提案でありますけども、保育士とか下川町でそういう施設関係の担い手不足の将来的な解消に向けて、下川町の子供たちがそういう資格を取るための奨学金制度なども…将来の町を考えた場合、一つの大きな柱になるんじゃないかというふうに思いますけども、こういうふうに話をすると…また頭から出てきますけども…そこを言っちゃったら話が進まなくなるんで…それはちょっとあれして…そういう施策も大事だと思うんですね。確かに札幌とかいろんなどころに行って、そういう担い手の方を確保して移住してもらうということも、もちろんそれも大変重要だと思いますけども、下川で育った子供たちを…将来そういう職業に就きたいという子供たちのある意味応援ですよ。これは僕は大きな政策だというふうに思いますけども、そこは今すぐやるという答えは出せないと思いますけども、一つこれは大きな町の課題解決のために必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 奨学金制度や支援制度については、福祉連携会議の場でも常に協議や議論が重ねられているところでありまして、これについて課題も多々あるように聞いております。

現在、下川町では、その奨学金制度についてはまだ踏み切れない、まだ課題解決ができないところがございます、実施には至っていないところであります。しかし、引き続きそのへんはまた連携会議や担当者会議の中で協議をしてみたいと、このように考えてございます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） ちょっと話が飛びますけど、違う角度からちょっと話しますけど、先ほど農業関係の所得が増えて、町税も増えたというお話がありました。私は勤労者世帯、特に下川町の場合は多くが中小企業の中で働く勤労者が多いわけですけども、勤労者世帯の所得が上がっているという…感じですか。そちらの見方ですけども、どのような…勤労者世帯の所得がここ何年かで…国全体ではアベノミクスとかいろいろ言われてますけども、あれは地方にはまだまだ波及していないという現実があります。

下川町の勤労者世帯…平均的な勤労者世帯の所得が伸びているというふうに感じておりますか、それとも伸びていないと…なかなか厳しいものがあると…その点どうですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

平成30年度の町民の個人税ですけれども1億3,265万円、前年度が1億2,706万円ですので、町民税としては伸びている状況でございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 今、税金のお話をされましたけれども、現実には勤労者の所得は伸びていないんですよ。

それと、全体を通して私が今感じてたんですけれども、保育料とか…子供を育てる中ではいろんな経費がかかります。確かに中学校までは教科書などが無償化になっているし、今、高校の授業料も無料になっています。ただ、そのほかに目に見えないお金というのは非常にかかっているんですね。これは前に私が一般質問で数字的なものは出したんで、また改めて言いませんけれども、私が言いたいのは支援を必要とする子供とか家庭は多いんですよ。しかしですね、あまりにも生活するのに忙しくて、役場に来たり、そういう相談する時間が無いという現実もあるんですよ。困ったら役場に来ればいいじゃないか…例えば教育委員会に行って相談すればいいんじゃないか…そう思うでしょ。ところが、私も民間ずっと長かったけれども、なかなかそういう時間なんか取れないんですよ。ましてや役場の開いている時間に相談に来るということは非常に難しい。ただ、私が何を言いたいのかというと、そういう方もたくさんいるということなんです。たくさん言ったら…下川町の町民の方にちょっと語弊がありますけれども…そういう方が多い、そういう現実を知っていると…先ほど紹介した自治体のトップあたりが英断をもっていろんな施策をやる。どこの自治体だって下川町と同じく…人口が減って、交付税が減っているという…これはどこも同じなんです。ただ、どこにお金を使っていくのかということが僕は大事だというふうに思うんですね。

例えば今いろんな家庭のお話をしましたけれども、今現在、全国で7人のうち1人…貧困の子供がいるというふうに…。最近出た中では、6人に1人という…こんなに日本が経済大国で今ここにいらっしゃる方々…所得が一般の方より多いから感じられないかもしれませんが、まだまだ本当に生活が大変で、それを人にも言えないという方が多いということなんです。だから子育てとか貧困とか、こういうものを家庭だけに責任を押し付けるんじゃないで、やはりこれからは…特に下川町みたいな小さい町は…やっぱり地域とか社会全体、町全体で子育ての応援をしていく…いろんな困った事の課題を解決していこうというのが、私は一人の政治家としてそういう声を届けていくというのが…これは私の仕事です。そこをですね是非知っていただきたい。

今年の3月に多くの町民からの要望書を出しました。これに対して、うんでもない…すんでもない…確かに多くの町民は…多くの署名していただいた方は、落胆というより諦めですよ。そういう方も現実に300何名という方がいるということをもっと知っててください。

そこで…ここに担当課も来ているのでちょっとお聞きしますけれども、今回、幼児教育と保育の無償化に伴って、児童扶養手当が今まで年3回でしたか…それが来年の1月から大きく変わって年6回に分けて支給することになってますが、下川町もこれはそういうか

たちでやるということによろしいですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 国の基準ですので、そのとおりになっております。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） それでは次の質問ですけども、スマート農業推進の取り組みについてということで、国は I C T（情報通信技術）など先端技術を活用する「スマート農業」の導入を進めているわけです。これは 2025 年までに全国の農家への普及を目指して今取り組んでいるわけでありますが、そこで、新技術の導入によって実現が期待される農業経営の将来像、それから農業者が求める技術やサービスに対し、町として提示できる具体的、中長期的な取組を伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「スマート農業推進の取り組みについて」の御質問にお答えしたいと思います。

現在、日本の農業は労働人口の減少と高齢化といった大きな課題を抱えてございまして、国はその解決に向け、農業の I o T、I C T 技術を取り込むスマート農業を推進しているところでございます。

本町におきましても、畜産クラスター事業におきまして搾乳ロボット等を導入し、搾乳の効率化、搾乳牛ごとの乳量データのリアルタイムでの把握、牛の体調や発情管理などの効率的・効果的な飼養管理でいかされているところでございます。

また、本年度、J A 北はるか下川支所が主体となり、「下川町スマート農業研究会」が設立され、フルーツトマトの栽培において、ビニールハウスの巻き上げ式自動換気装置と環境制御装置を連動させた技術研究及びデータの蓄積をしているところでございます。

今後におきましては、研究成果に基づき、必要に応じて支援をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） まずですね、今若干…日本の今の農業の現状についてのお話もありました。

先ほど農業に従事されている…現場をよく知られている同僚議員からのいろんな質問を聞いて、本当に現場の声というのは大事だなというふうに思いました。私は農業に従

事しているわけではありませんけども、私なりにいろんなところを調べています。

今、日本の農業で問題、課題があるとしたら、大きく分けて三つだと思います。

一つは、T P Pの問題で輸入農産物がグローバル化される、どんどん入ってくる。

二つ目は、今の答弁でもありましたけども、農業従事者の平均年齢が全国平均でいくと70歳を超えている。農家に働きに行っている人ではなくて、農業を経営されている方ですね。このままいくと、70ですから…15年から20年後には自滅せざるを得ない…つまり廃業しなくちゃならないだろうと…そういう状況にきているんじゃないかと。

三つ目は、I o T…インターネット…そういうものの適用が急速に進展して、農業にも広く応用される段階になっていると。

一番は国の大きな問題ですから…そこはちょっと置いて、二番目の農業従事者の高齢化、廃業になってしまうという危機感ですね、これは今どうかたちになっているかということ、個人農業の体制から企業の農業参加…これは北海道でも企業の農業参加の道を開いたということで…企業が農業に参画してくるということはやっております。

ただし、ここで問題なのは、いろんな企業が入って、いろんな先端技術を使って、例えば…これは埼玉県でありましたけども…イオングループあたりが農業に参画してトマトを作った。例えば同じ広さでやった場合、今まで農家がやっていた1.5倍から1.7倍ぐらいの作物が採れるそうです。そうすると今までの農家との…ある意味トマト農家の経営が圧迫されるということで、若干いろいろあったそうでもありますけども…その一つ。

それから、三番目の先端技術の農業…全国的な展開ですよ。これは一つは、今までは…農家の方ですから…自分の経験とか勘に頼ってやる。そして日本農業のあり方を変えてしまう…いろんなデータを駆使してやっていく。今始まった先端技術を応用した農業と今まで長い年月かけて…先祖からいろいろ教えてもらったことも含めて経験で…勘でやっていた…そのギャップが出てきたと。しかし、こういうことを導入したことで効果も出てきているわけですね。こういう先端技術を使って農業を行うということで素晴らしい効果も出てきている。

例えば…2年前のデータですけど、2017年から遡って4年間…2017年も含めて4年間連続で全国的には新規就農の方が約2万人ずつ増えて…4連続で8万人ですか…そういう実績も出ているわけなんです。

そこで下川の話に戻りますけども、下川では新規就農者を上名寄で住宅を提供して、2年間の給料も助成しながら、そして新たに独り立ちさせるという取組をしておりますけども、そこでちょっとお聞きしたいんですけども、トマトだけに限らず酪農とか…そういう方を育成するということは可能ですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） お答えいたします。酪農業も可能であるというふうにご考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） それでですね、下川の農家を見て、後継者がいない、担い手がいないということで、将来的に廃業を考えている…そういう方はどのぐらいいるか把握してありますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 廃業が見込まれている農家は23件というふうに押さえております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 何件中何件ですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 139件中23件となっております。

○議長（近藤八郎君） 1 番 斉藤議員。

○1 番（斉藤好信君） 約 2 割弱ですけども、そういう方が廃業を考えているということですよ。

先ほどトマトだけじゃなくて、ほかの農業を将来的に考えている人も新規就農者に入るという答弁でしたね。

担当課もされていると思いますけども、新規就農者を確保するためにいろんなところに行かれて、いろんなイベントに参加していると思いますけども、データのには夫婦で来られてやるという方もいらっしゃいますけども、単独で…個人として…例えば下川町の農業法人に就職してという方も確か多いはずですけども、そのとおりですか。ちょっと言葉足らずです…そういう希望される方ですね。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 農業法人等に就職したいという方は、農業フェアとかに行きますと多くいらっしゃいます。先般も大阪の方まで行ってフェアをやってきました。

その中で、私たちのブースには9名ほどの方がいらっしゃいました。その中で、農業法人等という方は6名ほどいらっしゃいましたけども、いろんな方がその時はいらっしゃいましたので、どこまで真剣かというところは難しい部分があったかなというふうには

思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） 確かにそうですね…冷やかして来る方もいらっしゃると思いますが、そこまで勘繰ったら何もできないんですけども、いろんな話を聞いてあげて、例えば地元の法人に勤めると…酪農関係の法人に勤める…これはできるんですね。例えば上名寄の集住に入って…これは同じく新規就農者として助成の対象になるんですか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 上名寄の集住化住宅は、新規就農予定者ということで、現状的には御夫婦、あるいはパートナーを持った一組というふうなかたちになりますので、単独で農業法人に就職したいという方は上名寄の新規就農予定者住宅には入居できないということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） つまり単身は駄目だということですよね。夫婦またはパートナーがいる方ということですね。ということは、私が思った…法人に就職して、例えば酪農なら酪農を勉強されて、将来的にはパートナーを持って、そして酪農等を廃業される方…そこはいろんなやり取りあるでしょうけども…将来的には酪農をやりたい、水田をやりたいとか…そういう方への道というのはどういうふうを考えてますか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 農業法人に就職された方で、新規就農者となつていただくためには、やはり御夫婦になつていただくか、パートナーを見つけて新規就農を目指していただくというかたちであれば、上名寄の住宅に住みながら研修を受けられるということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 斉藤議員。

○1番（斉藤好信君） つまり安全、安定を第一に考えているから、そんな危なっかしいやつは駄目だ。どんなに意気込みがあつても、それから自分の将来を考えてやっていきたいと…下川町に来て農業をやりたいんだと…そういう方にはなかなか厳しいということですね。安定がないからでしょ…いつ逃げられるか分からないと。そんなやつに助成なんか出せないぞと。

先ほど担当課からもありましたけども、これはうちだけではなくて…農業を担当された方は分かると思いますけど…今、サラリーマンをやっているとしても将来的には農業をやりたいという方は結構いらっしゃるんですよ。ただ…うちの町もそうですけど…ほかの町もなかなか単独というのは…信用されないというか、夫婦だったら信用される、単独だったら信用されないということがあるんですね。これは大きな課題だと思うんです。これは一つの検討課題として考えていただきたいということでよろしいですか。よろしければ話を進めたいんですけども。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野農務課長。

○農務課長（平野好宏君） 農業自体はですね、やはり一人ではなかなかできない。季節によりますけども、休みなく働くといったことと、相談しながら進めていかないとなかなか難しい産業の分野ではないかなというふうに思います。一人だから信用できないと…そういったわけではございませんので、その点は…他の市町村も御夫婦ですとかパートナーといったかたちになっているのが…それが現実かなというふうに思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） お話はよく分かるんです。分かるけども、そういう道も検討するべきじゃないかというふうに思います。

それですね、話をスマート農業に戻しますけども、先端技術を用いて…どういうふうになるのかな、それによってどういう経験されたのかということで…空知地方がスマート農業に関しては先を行っているんですよ。それで同僚の議員が長沼にいますから、その方はここにいらっしゃる方と同じで、農業をやりながら議員をやっている。

それでいろいろ話を聞いたんですけども、まず第一に言われたのは、本当に体が楽だと。ここは麦も大豆も作っているし、米もちょっと作っているんですけど、石狩平野ですから結構平坦なところで、自動操舵トラクターを5年前から使っているんです。非常に体が楽で、余った時間でまた新たな事ができるというんですね。疲れが全く違うというのが非常にうれしいということですね。

それともう一つは、このへんでは水田とか…除草剤まいたり…いろんな時にヘリコプターを使っていますよね…小型の。空知の方もヘリコプターを使ってやったらいいんですけど、ヘリコプターというのは運転免許もいるし、1台1,500万円かかるそうなんです。それで、ガソリンでプロペラを回して飛ぶんです…そして散布したりするんですけども、たまには墜落しちゃうと…そうしたら油が漏っちゃうし…それも大きな被害。それから、ヘリコプターを抱えて毎年毎年のメンテナンス料…これが聞いたらびっくりするぐらいお金がかかるんですよ…維持費が大変だと。

それで今何を使っているかというのと、ドローンを使っているらしいんですね。ドローンは値段的には250万円ぐらい。これはバッテリーですから…ドローンは電池が切れそう

になると必ず自分のところに戻ってくるという…そのへんの犬よりもっとすごい…きちっと戻ってくるらしいんですよ。ところが、これを使うにはアンテナ…基地局をつくらなくちゃならないという…そういういろんな課題ができて、一つ一つクリアしながら…さっき言った自動操舵トラクターとかドローンとかいろんなのを使っているんですけども、何が課題ですかと聞いたら、やはりいろんなものを導入しやすい制度…国ですから…そういう制度が必要かなというふうに言いました。

それで、こういう先端技術を用いた農機具を買ったりするには、個人じゃなかなか難しいと。北海道の場合、窓口になっているのが、ホクレン商事という…ホクレン関係の子会社ですけど…金融部門なんです。ここで融資を受けるわけなんですけど、条件があって…個人は駄目らしいんですね。法人若しくは営農集団といいまして…5人なら5人、仲間を集めて、法人じゃないんですけど集団…一つの塊をつくって、そして一人一人が構成員となって申し込むという…個人が駄目だということですね…申請段階で。これが一つの条件ですけども、それと申請する時に各書類に…二つ大きな条件があってですね、一つは多分…働き方改革に伴って付けた条件だと思うんですけど、女性が一人でも入っていれば非常に有利だと…点数制度らしいんですよ。女性が入っていると例えば2点上乗せされるとかあるらしいんですよ。そして5点、6点になった場合、融資が受けられるというふうに教えていただきました。

もう一つは、新たな作物…今まで例えばトマトしかやっていなかったけども、隣で新たな作物を作るという…新たな事をやっているかどうか。それから耕作面積を少しでも増やそうとした努力があるかという…そういうのが見られるらしいんですね…要するに経歴ですよ。

だからさっきの新たな作物というのも含めて、6次産業化を進めているかどうかというところが非常に大きくて、そこを見てホクレン商事が窓口になって融資を受けて、そしてやるというんですね。

長沼もやっぱり単独でそういう機械を購入しているわけではなくて、集団で購入して、そして農家に貸し出してやっているという取組を行っているということです。ただ、先ほど言った課題が…書類的にも七面倒くさいような…あるんで、そこを緩和してくれると、もっともっと農家はやりやすいというふうに思いました。

下川も麦とか蕎麦とかありますよね。そういうところにこういう先端技術を用いた取組ができないか、産地パワーアップ事業の中で進めていく考えが…町長の公約ですから…スマート農業は…持っていっちゃると思いますけども、そのへんちょっと具体的に答弁を求めたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 先ほど既に答弁させていただきましたけども、下川の施設…いわゆるビニールハウスは600棟を超えております。そのうち町として支援してきたこれまでの経過の中では、約8割が町が助成を出して、そしてバックアップをさせていただいたところでございます。600棟全てということにはなりませんけれども、耕種農家の



これからの持続可能な営農を考えていきますと、このスマート農業はどうしても取り組んでいかなければならないものだと考えています。

先ほど答弁させていただいた中では、自動換気装置…巻き上げ式ですね…これを導入しながら、そしてシステムをしっかり構築していくと。そしてデータを積み上げながら、より生産性の上がる…そういう営農を目指していただけるような、そういう環境整備をしてみたいと、このように考えているところでございます。研究会が今設立されて、いろいろと協議をされておりますので、その中でまた…この巻き上げ式だけではなくて、次の展開ということも考えられるのではないかと考えております。

いずれにしても、現状を…希望される方々を把握しながら、優先順位を付けて、限られた財源の中で支援していく方向でございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（近藤八郎君） 1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） ちなみにですね、さっきのアンテナ…基地局ですね、これは町の負担はどのぐらいかというふうに調べましたら、町が 15%、農協が 15%ぐらいで、後は国・道の補助金とか助成なんかを含めてやったということがあります。

それで、是非ですね、今農協の方でそういう研究会ができたということなんで、これからだというふうに思いますけれども、是非先ほど言った、将来的に下川で農業を営みたいという方の窓口を少しでも開いて、そういう方が来てもらえるような取組も非常に大事だというふうに思います。

今まで営々と築いてきた耕地を捨てなくても…廃業しなくても、またそこが耕地となって農業が栄えるように、そういう取組も是非検討していくべきだというふうに思います。

それと、この先端技術も上手く活用しながら、農家の方が…それこそ SDGs ですよ…持続可能にできるように取組を求めて私の質問を終わります。以上です。

○議長（近藤八郎君） これで齊藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

なお、この後上程予定している議案の中でミスプリントがございまして、その一部を差し替えるために暫時休憩いたします。

---

休 憩 午後 4 時 2 1 分

---

再 開 午後 4 時 2 6 分

---

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 6 議案第 1 号「下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 1 号 下川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度が創設されることから、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、フルタイム及びパートタイムで任用される会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償等の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。

議案第 1 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 2 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度が創設されることから、関係する下川町職員定数条例ほか 9 条例を条建てで改正を行うものであります。

主な内容につきましては、関連する条例について、会計年度任用職員への適用規定の整備、法令改正による条項ずれなどに対応する改正を行うものでございます。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。

議案第 2 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 3 号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、法律上成年被後見等に基づく資格要件を定めた規定が削除されたことから、関係する職員の分限についての手続及び効果に関する条例ほか 2 条例を条建てで改正を行うものであります。

主な内容につきましては、関連する条例について、法令改正による条項ずれに対応する改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、御説明申し上げます。

議案書につきましては 15 ページでございます。

本案は、町長の提案理由にもございましたけれども、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして、法律上成年被後見人等に基づく資格要件を定めた規定が削除となったことから、関係する「職員の分限についての手続及び効果に関する条例」「下川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」「下川町印鑑の登録及び証明に関する条例」の 3 条例の関係する条文につきまして、法令改正に伴います条項ずれに対応するため、条建てで改正するものでございます。

成年後見制度とは、判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する制度でございます。

この度の法改正におきましては、成年被後見人が成年被後見人等でない者として基本的な人権を共有する個人として、その尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきと、そういった考えから成年被後見人等であるとの理由から一律に資格から排除する仕組みを改めて、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて個別の、実質的な審査を行うため、欠格条項を一括して改正するものでございます。

議案第 3 号説明資料により御説明いたしますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

まず 1 ページ目、第 1 条では、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法第 16 条第 1 号に規定されております成年被後見人又は被保佐人がこの度の改正で削除されるため、この条例にあります第 5 条第 1 項中の「第

16 条第 2 号」を「第 16 条第 1 号」に改めるものでございます。

2 ページ目を御覧ください。

第 2 条では、下川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございまして、第 23 条第 2 項第 2 号中、児童福祉法第 34 条の 20 第 1 項第 1 号に規定されております成年被後見人又は被保佐人が削除されるため、「第 4 号」から「第 3 号」に改正をするというものでございます。

3 ページ目を御覧ください。

第 3 条では、下川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものでございまして、第 2 条第 2 項第 2 号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改めるとともに、第 11 条第 1 項第 4 号の「成年被後見人の審判を受けたとき」を「意思能力を有しない者となったとき」に改めるものでございます。

附則において、この条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の後、田村総務課長から詳細説明がございましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 9 議案第 4 号「下川町職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、本年 8 月、国家公務員の給与等の改正を内容とする人事院勧告に伴う改正であります。

今回の改正内容につきましては、給料月額につきましては、全国の民間事業所平均給与額との較差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置いた改定でございまして、平均で 0.1%引き上げ、また、勤勉手当につきましては、支給月数を 0.05 月分引き上げる内容であります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました議案第 4 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 5 号「下川町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 5 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の規定による市町村が課するものとする目的税について、入湯客に入湯税を課するために必要な事項を定めるもので、関係する条項について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、入湯税について税率、徴収方法などを定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました議案第 5 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 6 号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 6 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例に

ついて、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業において、現在建設中であります住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例の改正であります。

事業概要について御説明申し上げますと、元町団地において、平成 29 年度に昭和 52 年度建設 3 棟 12 戸、簡易耐火平屋建を除却し、今年度、木造平屋建 1 棟 3 戸を建設しているところでございます。

住戸形式は 1LDK1 戸、2LDK2 戸で、家賃につきましては、入居者の収入や住宅の規模により公営住宅法で示す係数等によって算定し、入居者ごとに家賃を設定いたします。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、議案第 6 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

議案第 6 号説明資料を御覧ください。

本案につきましては、現在建設中の元町団地、1 棟 3 戸を建設しておりますが、2LDK2 戸、1LDK1 戸を条例の方に付け加える内容となっております。

2LDK に関しましては、広さが 76.18 ㎡…これを 2 戸、それから 1LDK につきましては、46.78 ㎡のものを 1 戸、合計 3 戸となっております。

工期につきましては、令和 2 年 2 月 28 日となっておりますので、本条例の施行日につきましては、令和 2 年 3 月 1 日を予定しております。

以上、簡単ですが…よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） ただいま提案がありました議案第 6 号についてですが、説明の中では、昭和 52 年度に建設されたものに対して除却を行い…ということでしたが、これからもその近辺に建設された公営住宅については随時除却を進めていくということでは捉えてよろしいでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 元町団地は元々 1 棟 4 戸のものが 6 棟ございまして、今現在まだ 3 棟が残っているような状況になっておりますので、今後除却をしながら建設をしていくというようなかたちになろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ほかの公営住宅についても建設と除却というふうなことが続いていくかと思いますが、これはずっと言われている下川の住居不足の解消につながるようなかたちでの住宅整備ということになっていくのか、それとも今あるものをそのまま置き換えるといった目的の公営住宅の整備といったところでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 公営住宅の建設につきましては、公営住宅長寿命化計画に基づきまして建設をしているところでございまして、元々元町団地につきましては1棟4戸で…6棟ですので24戸ございましたが、全体的な人口減少も含めて検討した結果、長寿命化計画の中では新しくできる元町団地につきましては、本年度は1棟3戸、来年度が1棟3戸、令和3年度と令和4年度は1棟5戸ということで、合計で16戸の予定となっております。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。  
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 入居できるのはいつからかというのと、入居できる人はどのような人で、もし入居できない人がいるとするならどういう人が入居できないのか。それで家賃が最高どのぐらいになるのか、最低どのぐらいになるのかという…入居の要件をお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） まず、家賃の最高額等につきましては、現在計算中でございますので、詳細については差し控えさせていただきたいと思っております。

後、公営住宅につきましては、一般の公営住宅と同じですので、どういった方が入るかといいますと、基本的には低所得の方、公営住宅の基準を超える所得がある方については入居をお断りさせていただいているというような状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） 家賃は決まっていないという意味ですか…今の。  
小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 算定する家賃は今まだちょっと詳細については把握しておりませんが。

○議長（近藤八郎君） 公営住宅の家賃は今までもそうやってやっているの？家賃は算定中ということよろしいですか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 家賃は決まっていない…これから？

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 家賃についてはですね、公営住宅の建設費を基にして、それぞれ各係数などを計算した上で決めていくというかたちになりますが、今まだ建設をしている最中ですので、額が確定しないというか…その時点で決めていくというようなかたちになると思います。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 分かるんですけど、大体どのぐらいというのも分からない…幾らの所得があつてとか。

○議長（近藤八郎君） 暫時休憩します。

休 憩 午後 4時45分

---

再 開 午後 4時47分

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

なお、本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、同規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長いたします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） それでは会議時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時47分

---

再 開 午後 4時53分

○議長（近藤八郎君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。



小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） お待たせいたしました。あくまでも概算の計算となりますが、1LDKの方が一番低い収入分位…約1万5,000円からですね、第4分位で約2万3,000円程度、それから2LDKの方が一番低い収入分位の方で約2万4,000円、一番高い第4分位の方で約3万7,000円、概算の金額としてはこのようなかたちとなっております。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） スケジュール的に、いつから公募が始まって、いつ頃入居できるか。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 予定工期が2月28日となっておりますので、その後速やかに工事検定を行った後に…検定合格後に募集をしていくというかたちになろうかと思えます。今のスケジュールでいくと来年の4月1日が入居日になろうかなというふうに思えます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。  
3番 大西議員。

○3番（大西 功君） 先ほど課長から、入居の対象者みたいなことで、年収に応じてというような説明があったと思うんですけど、これは高齢者対象の住宅ということで間違いないですか。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 条例上ですね、高齢者という言葉が入っておりますが、条例上の高齢者につきましては高齢者向けの住宅というかたちで、主に条例の中では2LDK以下の住宅については全て高齢者に適した住宅というような分類の中で高齢者という記載をしております。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 議案第 7 号「下川町育苗施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町育苗施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、フルーツトマトの生産振興を図り、トマト生産農家の農業経営の安定に資することを目的に設置した下川町育苗施設の使用料を改正するものであります。

使用料は、開設当初から変更せず施設運営を続けてきましたが、今後、施設内部の大規模な修繕も想定され、持続可能な施設運営を行っていくため使用料を改定するものであります。

改正の内容につきましては、育苗施設 1 棟当たりの使用料を、月額 10 万 8,000 円から月額 33 万円に改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました議案第 7 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 8 号「下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 8 号 下川町営サンル牧場設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、畜産振興の基盤を確立し、農業経営の安定に寄与することを目的に昭和 56 年

に開設した下川町営サンル牧場の利用料金を改正するものであります。

利用料金は、開設当初から変更せず物価や入牧利用状況、農業者の経営環境など様々な変動がある中で維持しておりましたが、持続可能な運営を進めていくため利用料金を改定するものであります。

主な改正内容といたしましては、牛1頭1日当たり利用料金を、町内275円、町外341円に改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました議案第8号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第14 議案第9号「下川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第9号 下川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の公布により、住民基本台帳において旧氏の併記の記載が可能となったところであります。

このことにより、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、旧氏の印鑑登録を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第9号 下川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

本件につきましては、社会において旧姓を使用しながら活躍する女性が増加している中、様々な活動場面で旧姓を使用しやすくするように住民基本台帳法施行令の一部改正に伴うものであり、旧姓での印鑑登録を可能にするものでございます。

改正の内容につきましては、お配りしております議案第9号説明資料、下川町印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表により御説明させていただきます。

第6条第1項第3号の規定につきまして、住民基本台帳法施行令第30条の13に規定されていた旧氏に関しまして、氏名の後に、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び旧氏が規定され、施行令の条項変更に伴い、外国人住民に係る住民票の通称に関する施行令第30条の26第1項から第30条の16第1項になったこと。

第11条第1項第6号の規定については、氏名の後に、氏に変更があった者にあつては、

住民票に記録されている旧氏を含むが規定されたこと。

第12条第1項第1号、第2号の規定につきましては、旧氏が規定されたことによる改定であります。

施行日につきましては、公布の日から施行するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま担当課から提案理由の説明がございました。印鑑については氏が変わる前の物も登録できるということなんです。冒頭にあった提案理由の中に、いわゆる…旧姓をそのまま社会生活の中で用いることができるというような流れが増えてきていると。確認の意味も込めてなんです。仮に町の職員の方で姓が変わった場合、町の職員規則かなにかで住民票明記の名前でなきゃ仕事ができないとか、あるいはいろいろ変わった事件が発生した場合には、速やかに…皆さん付けてらっしゃる…ネームプレートを変えとか、そういったことが必要なのでしょうか。それとも、これはこの流れに沿っていけば、そういった状況が変わるといような流れがあるのか、ちょっと関係があるかどうか疑問ですけれども質問させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

副町長。

○副町長（武田浩喜君） それに関する明確な規定というのはございませんけども、本人の意思で旧姓を使うというケースもあろうかと思っておりますので、それについては特段禁止されるものではないというふうに考えております。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 質問の趣旨は先ほどの説明で…大体本旨は分かったつもりでございます。問題はですね、印鑑を登録した時に、旧氏の印鑑で作る場合に、銀行口座の開設、または車の登録、若しくは資産の投資であるとか、そういうところにまで影響するものなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） ただいまの質問にお答えいたします。

銀行の印鑑登録ができるかどうかというのは申し訳ございません…それは承知してないところでございます。ただ、苗字でも名前でも…住民票に記載されてましたら印鑑登録ができるというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 銀行の開設だとかというのは…もう施行する時点で分かり切っ  
て…ガイドラインは出来ているものじゃないんですかね。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） 銀行の印鑑と印鑑登録の印鑑というのは一緒じゃなく  
てもいいというふうに認識しておりますので…銀行の印鑑登録に関してはこちらの方と  
直接は関係ないかなというふうに思います。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第9号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第15 議案第10号「下川町バスターミナル合同センター

及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について」、日程第 16 議案第 11 号「下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第 17 議案第 13 号「美桑が丘の指定管理者の指定について」、日程第 18 議案第 14 号「下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について」、日程第 19 議案第 15 号「下川町五味温泉の指定管理者の指定について」、日程第 20 議案第 16 号「下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について」、日程第 21 議案第 17 号「下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 22 議案第 18 号「下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について」、日程第 23 議案第 19 号「下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について」、日程第 24 議案第 20 号「下川町体育施設及び桜ヶ丘公園の指定管理者の指定について」、日程第 25 議案第 21 号「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について」を一括議題といたします。

これらの案について、一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 10 号 下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場の指定管理者の指定について、議案第 11 号 下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 13 号 美桑が丘の指定管理者の指定について、議案第 14 号 下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定について、議案第 15 号 下川町五味温泉の指定管理者の指定について、議案第 16 号 下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定について、議案第 17 号 下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定について、議案第 18 号 下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について、議案第 19 号 下川町地域間交流施設の指定管理者の指定について、議案第 20 号 下川町体育施設及び桜ヶ丘公園の指定管理者の指定について、議案第 21 号 下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定についての 12 議案でございますが、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

候補者の選定につきましては、公募による募集を行った施設と公募しない理由を明確にし候補者を選定した施設を「下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において審査し、その結果を受け、「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場」につきましては、公募により応募のありました「下川町ふるさと興業協同組合」を、「下川町一の橋コミュニティセンター」につきましては、公募により応募のありました「特定非営利活動法人 地域おこし協力隊」を、「美桑が丘」につきましては、公募により応募のありました「特定非営利活動法人 森の生活」を、「下川町木質原料製造施設」につきましては、公募により応募のありました「下川エネルギー供給協同組合」を、「下川町五味温泉」、「下川町環境共生型モデル住宅」につきましては、公募によらず「下川町ふるさと開発振興公社」を、「下川町宿泊研修交流施設」につきましては、公募により応募のありました「下川町ふるさと開発振興公社」を、「下川町営サンル牧場」につきましては、公募によらず「北はるか農業協同組合」を、「下川町地域間交流施設」につきましては、公募により応募のありました「特定非営利活動法人 森の生活」を、「下川町体

育施設及び桜ヶ丘公園」につきましては、公募により応募のありました「下川環境サービス事業協同組合」を、「下川町多目的宿泊交流施設」につきましては、公募により応募のありました「しもかわ ドット カム」を指定管理候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものです。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました議案第10号、議案第11号及び議案第13号から議案第21号まで、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第26 議案第12号「下川町林業総合センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案につきましては、除斥の対象者がおりますので、地方自治法第117条の規定により、7番 小原仁興 議員の退場を求めます。

（小原議員 退場）

○議長（近藤八郎君） 本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第12号 下川町林業総合センターの指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

候補者の選定につきましては、公募による募集を行った施設と公募しない理由を明確にし候補者を選定した施設を「下川町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において審査し、その結果を受け、「下川町林業総合センター」につきましては、公募によらず「下川町森林組合」を指定管理候補者として選定したものでございます。

また、指定管理の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とするものです。

以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました議案第12号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

ここで、7番 小原仁興 議員の除斥を解きます。

（小原議員 入場）

---

○議長（近藤八郎君） 日程第27 議案第22号「令和元年度下川町一般会計補正予算

(第5号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第22号 令和元年度下川町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度一般会計の第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ1,826万円を減額し、総額を51億2,835万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、地域情報通信基盤整備に係る経費を。

民生費では、福祉灯油購入助成に係る経費、児童手当に係る経費を計上しております。

農林業費の農業費では、サンル牧場用地購入に係る経費を、林業費では、私有林整備支援事業に係る補助金を計上しております。

給与費では、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等による人件費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、国・道支出金、寄附金、繰入金などを計上しております。

次に、第2条の債務負担行為補正につきましては、「新農業基盤活性化資金に対する利子補給」及び「下川町バスターミナル合同センター及び下川町にぎわいの広場」ほか8施設の指定管理者指定に伴う追加でございます。

第3条の地方債補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ただいま提案理由の説明がありました議案第22号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第28 議案第23号「令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第23号 令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度下川町下水道事業特別会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ78万円を追加し、総額を2億895万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、下水道費で、人事院勧告による給与改定等に伴い、給料、職員手当、共済組合負担金及び退職手当組合等負担金を増額計上するほか、個別排水処理施設の修繕料を増額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正増に伴い、一般会計繰入金を増額計上しております。



以上申し上げまして、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） それでは、令和元年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要について、御説明申し上げます。

議案第23号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、施設の修繕によるもの及び人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

下水道費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う補正でありまして、48万円を増額するものでございます。

次に、個別排水処理施設維持管理事業につきましては、施設のフロア修繕のため、修繕料として需用費30万円を増額するものでございます。

次に、歳入補正の内容でございますが、繰入金の一般会計繰入金で、財源調整のため78万円を増額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 29 議案第 24 号「令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 24 号 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度簡易水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 51 万円を追加し、総額を 1 億 1,034 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事院勧告による給与改定及び異動に伴い、給料、職員手当、共済組合負担金及び退職手当組合等負担金を増額計上するほか、管理費では、サンルダム堰堤維持費負担金を増額計上し、事業の確定に伴い、委託料を減額計上しております。

なお、歳入では、歳出の補正増に伴い、基金繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 小林建設水道課長。

○建設水道課長（小林大生君） 令和元年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要につきまして、御説明申し上げます。

議案第 24 号説明資料を御覧ください。

今回の補正の要因につきましては、事業の確定によるもの、人事院勧告に伴う給与改定及び異動によるものでございます。

はじめに、歳出から御説明いたします。

総務費の人件費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う補正でありまして、73 万円を増額するものであります。

次に、管理費の下川浄水場維持管理事業で、サンルダム供用開始に伴う水道事業者分としてのサンルダム堰堤維持費負担金の額の確定によりまして、23 万円を増額するものです。

次に、同じく管理費の配給水施設維持管理事業で、配水池調査清掃委託業務の額の確定によりまして、45 万円を減額するものでございます。

次に、歳入でございますが、繰入金の簡易水道施設基金繰入金で、財源調整のため 51 万円を増額しております。

以上で補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 24 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 30 議案第 25 号「令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 25 号 令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度介護保険特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 53 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 7,581 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費、地域支援事業費で、人事院勧告に伴う給与改定及び異動に伴う人件費を増額。

総務費の委託料につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修に伴い、増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金の増額、一般会計繰入金により財源調整をしております。

ます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 44 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 2,851 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、人事院勧告に伴う給与改定及び異動に伴う人件費を増額計上しております。

また、財源といたしまして、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第 25 号 令和元年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、お手元に配布されております議案第 25 号説明資料のうち、介護保険事業勘定について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、職員の手当の変更及び人事院勧告に伴う給与改定による補正でございます。

まず、歳出でございますが、総務費では、職員手当の変更による各種手当等で 1 名分 23 万円の増。委託料につきましては、消費税の改正に伴い、介護報酬改定に伴うシステム改修で 45 万円の増額計上でございます。

地域支援事業費でございますが、職員 3 名分で給与改定等による給料などの増額。各種手当につきましては、今後の見込みにより減額し、人件費として 15 万円の減額となっております。

次に、歳入でございますが、国庫支出金で介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金 22 万円の増額。

繰入金としまして、31 万円の増額につきましては、財源調整でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 次に、齋藤あけぼの園園長。

○あけぼの園長（齋藤英夫君） 続きまして、介護サービス事業勘定の補正でございますが、同じくお手元にお配りしております説明資料の 2 ページ目になります。

歳出補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正でございます。給与費 36 万円、退職手当組合等負担金 8 万円、合計で 44 万円の増額補正でございます。

続きまして、歳入補正の内容についてでございます。

歳出の増額により一般会計繰入金より 44 万円の増額補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

- 議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

- 議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 25 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 31 議案第 26 号「令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 26 号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度国民健康保険事業特別会計予算の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 694 万円を追加し、総額を 4 億 8,025 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、一般管理費で、人事院勧告に伴う給与等を増額するとともに、保険給付費で、執行見込みにより高額療養費を増額計上しております。

諸支出金で、額の確定及び執行見込みにより、過年度分保険税還付金及び国庫支出金等返納金を計上し、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、保険給付費の増額に伴い、保険給付費交付金を増額計上するとともに、保険基盤安定繰入金等の確定により、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げます。提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、担当

課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第 26 号 令和元年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、お手元に配布されております議案第 26 号説明資料により、御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び高額療養費の執行見込みによる増額、額の確定による過年度分国庫支出金等返納金に要する補正でございます。

まず、歳出でございますが、一般管理費で、給与改定に伴う徴収担当職員 1 名分に係る給料等の増額及び執行見込みによる 26 万円の計上でございます。

次に、保険給付費の今後の執行見込みにより、高額療養費で 600 万円の計上でございます。

次に、財源調整による基金積立金 58 万円。

保険税還付金で、社会保険料の加入により還付が生じたことに伴い、6 万円。それから、償還金で、平成 30 年度特定検査、それから保健指導負担金の額の確定に伴い、4 万円の計上でございます。

次に、歳入でございますが、歳出で計上いたしました高額療養費に係る保険給付費等交付金で 600 万円。特定健康診査等負担金の額の確定により、特別交付金として 5 万円。

保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴う一般会計繰入金で 89 万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 32 議案第 27 号「令和元年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 27 号 令和元年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 40 万円を減額し、総額を 6,235 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定により、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金及び保険料等負担金を減額しております。

歳入につきましては、額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、議案第 27 号 令和元年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、お手元に配布されております議案第 27 号説明資料により、御説明申し上げます。

今回の補正予算の主な要因につきましては、納付金等の額の確定に伴う補正でございます。

まず、歳出でございますが、納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定により、40 万円の減額計上でございます。内容につきましては、事務費負担金 33 万円、保険料等負担金 7 万円でございます。

次に、歳入でございますが、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定に伴う一般会計繰入金で、40 万円の減額計上でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

- 議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。  
これから、議案第27号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(近藤八郎君) 起立多数です。  
したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(近藤八郎君) 日程第33 議案第28号「令和元年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

- 町長(谷一之君) 議案第28号 令和元年度下川町病院事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。  
本案は、収益的支出におきまして、病院事業費用を894万円減額し、支出総額を5億8,272万円とするものであります。  
補正の概要を申し上げますと、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等により、医業費用の給与費を補正するものであります。  
また、特別損失では、過年度損益修正損において、2月、3月分の診療報酬の調定額に対する減額分を増額補正するものであります。  
以上申し上げますが、提案理由といたしますが、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長(近藤八郎君) 堀北病院事務長。



○町立病院事務長（堀北忠克君） 議案第 28 号 令和元年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、お配りしております議案第 28 号説明資料の補正予算概要書により、御説明いたします。

議案につきましては、68 ページになります。

まず、収益的収入及び支出において、補正の要因としましては、人事院勧告に伴う給与改定及び異動等に伴う補正でございます。

補正内容といたしましては、医業費用、給与費の 912 万円の減額のうち、給料が 635 万円の減額、手当が 277 万円の減額で、人事院勧告や職員の退職等によるものでございます。

また、特別損失では、過年度損益修正損 18 万円を増額補正しております。補正の内容としましては、2 月、3 月の国保の診療報酬の返戻による減額分 18 万円の補正を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 職員が 2 名減になっております。退職されたということなんです。退職の要因についてお聞きします。

それから、その後の補充に関わる患者さんへのサービスの問題で、減による影響はないのか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

事務長。

○町立病院事務長（堀北忠克君） 退職の 2 名…うち 1 名は親の介護ということで地元に戻られたということです。もう 1 名の方は他の病院に移られたということで退職しております。

その後の職員補充ですが、4 月に嘱託の看護師 1 名を職員としております…正看です。もう 1 名、準看の看護師を 4 月に補充しています。

その後、9 月に正看の職員が…これは青年海外協力隊の方で働きたいということで退職しています。その後、9 月に嘱託職員の正看の看護師を 1 名補充しているところです。

病院は昨年 15 対 1 ということで職員配置をしているところでございます。ただ、宿日直、それから待機もございまして、職員につきましては一人頭 1 か月当たり 72 時間という泊まりの時間制限もございまして、これについてはギリギリの状態でございます。

また、泊まりについては師長を中心にいろいろと職員配置をしますが、今現在 25 名から 30 名入院しておりますので、ギリギリの状態で見守りを配置して看護に当たっている

ところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） それではこれで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 28 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。  
したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 34 総務産業常任委員会から道内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長の報告は簡潔にお願いをいたします。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 当委員会が実施した道内所管事務調査の結果を報告します。

調査期間は、令和元年 10 月 23 日から 25 日の 3 日間でございます。

調査事項は、夕張市で財政再建団体の取組、胆振東部地震で甚大な被害が生まれた厚真町において災害現場視察、北海道危機対策課において災害時における応援・受援について、小樽市では民家再生プロジェクト、余市町で大規模分譲宅地を視察してまいりました。

まず、2 ページでございます。

夕張市の財政再建団体の取組について。

1960 年には 12 万人近い人口となるが、本年 10 月 1 日現在では 7,907 人に減少してい

ます。1990年に炭鉱が全て無くなり、観光振興を推進するも進出企業は撤退し、市はスキー場やホテルを買い取ったため、借金を増加させました。

不適正な財務処理としまして、一般会計と特別会計間で貸付けと償還を繰り返し、決算上の収支不足を補うことにより赤字を隠しました。一般会計ではその赤字額を貸し付けるために一時借入金を増加させた。

財政再建団体になりまして、平成18年度に赤字解消額353億円を18年間で償還することとなりました。

財政再建計画から、平成21年度までは、重点事項といたしまして、人件費…年収ベースで40%減。事務事業の抜本的な見直し…生死に係る事務事業以外は原則廃止、補助金支出の取りやめ、投資事業は真に必要な事業に限定。また、病院事業の見直しとしまして、市立病院を有床診療所へ変更、指定管理の公設民営。また、施設の大幅な統廃合が行われました。

3ページでございます。

財政再生計画は、平成22年度からは、重点取組としまして…市民生活直結の懸案事項の解消。市民等に理解と協力を求める…情報公開、市民参加や民間活力を導入。暮らしを支える施策展開…協働によるまちづくり。

現在は住民が地域再生を実感できるよう、財政再建と地域再生の両立に取り組んでいる。

財政計画の見直しとしまして、政策経費の計上（定住子育てなど）、人材確保（給与等の見直し、現在9%削減まで回復している）ということでございます。

次に、4ページでございます。

胆振東部地震で被害のありました厚真町に災害現場の視察に行っていました。

厚真町の山岳部では、大きいところで40㎏ほどが崩れ、面積としては観測史上最も広い範囲で土砂崩れが起きた地震でありました。

人的被害が一番多かった吉野地区。厚真町では関連死も含め37名の方が亡くなっていますが、そのうち19名がこの吉野地区で亡くなっているということでございます。土砂は100m以上にわたり田畑へ流れ込んでいるということでございます。

町の現状ですけれども、仮設住宅については、全体で150戸、人数で320人ほどがいまだ入居しており、町の中心には民間アパートの建設が急ピッチで進んでいるということでございます。

次に、5ページでございます。

北海道庁において、災害時における応援・受援について、危機対策局長などからお話を伺ってきました。

総務省から対口支援先として、今年10月、台風19号で甚大な被害を受けた宮城県丸森町の災害復旧を依頼され、先遣隊として男2名、女1名の危機対策課職員を派遣し、水が出ないことから避難所生活が長期にわたると判断し、職員30名を派遣いたしました。

避難所のトイレが汚れていると我慢する方が多く、水の飲用を控えて血流が滞留し、エコノミー症候群を誘発する確率が高まるため、トレーラー式で洋式水洗トイレをメーカーと連携して現地に設置しました。

危機管理センターは道庁の地下にございまして、平成28年6月開所、災害時の応援・

受援としまして平成 30 年 2 月に北海道災害時応援・受援マニュアルが策定されました。  
6 ページです。

防災教育の取組としまして、児童生徒に対する防災教育として「1 日防災学校」を実施。東日本大震災での「釜石の奇跡」を模範として、自らの判断で的確な防災行動ができるように重きを置いているということでございます。

次、7 ページでございます。

小樽市の民家再生プロジェクトで、NPO 法人小樽民家再生プロジェクトの代表の方、副代表の方、2 名からお話を伺ってきました。

これは何かと言いますと、歴史的建造物を残し、移住定住に結び付ける市民運動でございます。

民間団体の心掛けていることとしまして、小樽を良くする運動の参加意識を重視。特に行政には手が回らないことを念頭に実施し、移住希望者にはそのために面接を行い、緩衝帯機能を持たせているということでございます。移住者が孤立しないように年に 1 回から 2 回、交流の場を設けているということでございます。物件探しには成年後見人に入ってもらうと物件の発掘が多くなったという利点がございます。

運営の考え方としましては、行政にできないことを民間でカバーする。資本論理に負けないまちづくり論理を創るということでございます。

最後になります、8 ページでございます。

余市町におきまして、大規模分譲宅地を視察してまいりました。

「余市まほろばの郷」は区画数 675 区画で、ほとんどが売却されております。交通弱者に配慮した歩行者専用道路や大小複数の公園を配置し、地区内には病院、老人ホームなどが配置されています。地域近郊には幼稚園やスーパーなど、徒歩による生活が可能な地区となっています。さらに、平成 30 年 12 月に余市 IC が完成し、道内各地域とアクセスが格段に良くなりました。

余市町が 50%以上を出資して設立された「株式会社まほろば宅地管理公社」によって分譲が進められております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 35 総務産業常任委員会から町内所管事務調査結果報告を行います。なお、報告事項については、印刷してお手元に配布してありますので、委員長は簡潔にお願いします。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 当委員会が実施した町内所管事務調査の結果を報告します。

調査期間は、令和元年 10 月 9 日から 10 日の 2 日間でございます。

調査内容は、「下川中学校の運営状況」「五味温泉の施設運営」「下川浄水場、飲雑用水（矢文地区）改修状況」「新規就農予定地、就農後農業研修道場」「産地パワーア

ップ事業」「町内公園等の視察」…以上6か所回ってまいりました。

所管事務調査に当たっては、担当課長の説明を受けたところであります。

まず、下川中学校の運営状況について、藤弘校長、堀教頭、2名の方から説明を受け、教室参観、それに暖房等設備では平成30年度に体育館の暖房設備を更新し、照明をLED化していました。

学校概要、取組の説明を頂きまして、重点目標としまして「自己を律し主体的に活動し意欲的に学ぶ、心豊かな生徒の育成」を目指しているということです。

意見交換に入りまして、英語について小中連携を図っている。また、小中一貫についての意見は、小・中学校間で責任の押し付けにならないようにしていきたいということでございます。

所見といたしまして、総合学習のテーマの転換は、教育委員会とよく相談していただきたい。

いじめの早期発見と早期対応を心掛けていただきたい。

小学校と中学校が連携して効果的な英語学習を検討していただきたいということでございます。

次に、五味温泉の運営管理状況についてでございます。

玄関左右の屋根の損壊状況、また、喫煙室の設置予定ということで視察をさせていただきました。

所見は、浴室の天井について、早急に点検が必要である。

施設の在り方については、五味温泉と結いの森の指定管理者が一緒である相乗メリットをいかせる方策を考えるべきだということでございます。

次に、4ページ、下川浄水場の更新計画、矢文飲雑用水改修状況でございます。

視察は取水口と下川浄水場で、所見は、取水口には不特定多数の者が近づくことができる。取水の水質の安全性に配慮した対策が必要である。

矢文飲雑用水については、現地管理者と協議しながら安定供給に努めていただきたい。

次に、新規就農予定地、農業就農者圃場の視察でございます。3件、視察してまいりました。

所見といたしまして、町として就農者の経営安定が図られるように、営農相談などを積極的に取り組んでいただきたい。

次に、産地パワーアップ事業でございます。

パワーアップ事業といたしまして、農務課所管で説明を受けました。

産地パワーアップ事業では、上名寄のきわみファーム、また、班溪ではJA北はるかの2か所を視察してまいりました。

きわみファームでは、既に間口7.2m×奥行100mのハウスが3棟建設され、設備等の設置が終了し、完成後の育苗作業のための準備を進めていました。

JA北はるかでは、班溪地区に育苗ハウス、フルーツトマト選果場横には保冷庫を建設しており、2月末完成予定となっております。

所見としまして、大変意欲的な取組である。事業主体自ら販路開拓を行い、栽培方法の検討など積極的に取り組んでいることがよく理解できる。下川町農業のハウス栽培をけん引する存在としての活躍が期待される。町ではこのような取組に対し、重点的に支

援を進めていただきたい。

次に、町内公園等の視察でございます。

安原公園、中央遊園地（錦町）、末広ファミリーパーク、桜ヶ丘公園、中成遊園地、錦町トイレなどでございます。

所見は、安原公園、末広ファミリーパークについては、芝の管理が良好ではなく、町民の利用が進まないことが考えられるため、管理の方法について改善を求める。

中央遊園地（錦町）、中成遊園地については、公園機能が認められず、冬季の雪置き場として利用されている現状から、用途の適正化を図るべきである。

桜ヶ丘公園については、万里長城の一部にモルタルが欠けるなどが散見されたため、崩落による事故等に備える対策の検討が必要である。

錦町トイレについては、冬季において、町内で唯一の24時間利用できるトイレである。

利用者の利便性を考慮した運用方針の検討が必要である。

総括としまして、議会、委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

以上、報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） お諮りいたします。

委員会における議案審査のため、12月23日、午後1時まで休会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、12月23日、午後1時まで休会することに決定いたしました。

本日は長時間、大変御苦勞さまでございました。これをもって散会とします。

午後5時55分 散会